第８版

（令和８年 10 月 20 日一部更新）

令和８年熊本地震被災者支援制度
（令和８年９月 29 日時点）

※第７版からの変更箇所は赤字で記載しております。

▲　支援内容は随時更新しております。
最新情報はこちらからご確認ください。

熊本市
Kumamoto City

目　次

1．り災証明書の発行

1-1　り災証明書（住家）の発行

1-1-1　り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む ・・・・・・ 1

1-2　り災証明書の発行（事業者）

1-2-1　り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）　4
1-2-2　り災証明書の発行（農水産業関係） ・・・・・・・・・・・・ 5

1-3　り災証明書（住家以外の被害について）の発行

１-3-1　被災届出証明書（住家以外の被害について） ・・・・・・・ 6

2．経済的な支援

2-1　地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1　災害弔慰金の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2-2　地震により障がいが残った方への支援

2-2-1　災害障害見舞金の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

2-3　地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1　災害見舞金の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

2-4　生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1　災害援護資金の貸付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2-4-2　生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付 ・・・・・・・・ 14
2-4-3　被災者生活再建支援金の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・ 16

3．住まいの確保･再建のための支援

3-1　住まいの中を片付けたい

3-1-1　災害ボランティアの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

3-2　住まいを補修したい・修理したい

3-2-1　住家の緊急の修理（被害の拡大の防止） ・・・・・・・・・ 20
3-2-2　被災した住宅の応急修理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3-2-3　ひとり親家庭への貸付（住宅） ・・・・・・・・・・・・・・ 23
3-2-4　家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供 ・・・・・・・ 24

3-2-5　賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与 ・・・・・・・・ 26
3-2-6　建設型応急住宅（プレハブ）の供与 ・・・・・・・・・・・ 29
3-2-7　自宅敷地内の建設型応急住宅 ・・・・・・・・・・・・・・ 30
3-2-8　被災した住まいの建替や修理への融資 ・・・・・・・・・・ 31
3-2-9　被災した住宅用井戸の応急修理 ・・・・・・・・・・・・・ 32

3-3　危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-3-1　熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助 ・・・・・・・・・ 35
3-3-2　熊本市老朽空き家除却促進事業補助 ・・・・・・・・・・・ 36
3-3-3　被災した家屋等の解体・撤去 ・・・・・・・・・・・・・・ 37

3-4　新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1　開発許可申請等に係る手数料免除 ・・・・・・・・・・・・ 39
3-4-2　建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除 ・・・・・・・ 40

3-5　住まいに関する相談

3-5-1　被災した空き家の活用・相続等に関する相談 ・・・・・・・ 41

4．生活面への支援

4-1　生活必需品等の支給

4-1-1　被服、寝具その他生活必需品の支給 ・・・・・・・・・・・ 43
4-1-2　ストーマ用品の無償提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
4-1-3　スポットクーラーの貸与 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

4-2　ごみの処理について

4-2-1　地震で被害を受けたごみの収集について ・・・・・・・・・ 48
4-2-2　地震で被害を受けた大型ごみ、家電４品目の回収について 49
4-2-3　地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について ・・・ 50
4-2-4　事業所からの災害ごみの処分費用減免 ・・・・・・・・・・ 52
4-2-5　ブロック、瓦等のがれき撤去について ・・・・・・・・・・ 55

4-3　飲用井戸水の検査について

4-3-1　災害時における飲用井戸水等の水質検査 ・・・・・・・・・ 57

4-4　飲料水の供給に関すること

4-4-1　住宅用井戸の不具合の原因調査（洗浄等） ・・・・・・・・ 59

4-5　通学に関すること

4-5-1　被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可 ・・・・・・ 61

4-6　生活に関することについて

4-6-1　消費生活相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
4-6-2　こころの健康相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
4-6-3　こどもたちの心のケア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
4-6-4　子育て等に関する悩みや不安を抱える方向けの相談窓口 ・ 65
4-6-5　生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ ・・・ 67
4-6-6　感染症に関する相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
4-6-7　食品に関する衛生相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
4-6-8　ペットに関する相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
4-6-9　外国人の方向けの相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
4-6-10　無料法律相談（弁護士） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
4-6-11　日本司法書士会連合会による無料電話司法書士相談 ・・ 72
4-6-12　無料入浴支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
4-6-13　乳児の沐浴支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
4-6-14　宿泊支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
4-6-15　災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

5．各種減免・支払いの猶予等

5-1　税に関すること

5-1-1　市税の減免 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
5-1-2　市税の納税の猶予 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

5-2　証明書の交付手数料

5-2-1　各種証明書の交付手数料の免除 ・・・・・・・・・・・・・ 83
5-2-2　マイナンバーカード等の再交付手数料の免除 ・・・・・・ 85
5-2-3　パスポートの発給手数料等の減免 ・・・・・・・・・・・・ 87

5-3　水道料金・下水道使用料等

5-3-1　水道料金及び下水道使用料の減免 ・・・・・・・・・・・・ 88
5-3-2　農業集落排水処理施設使用料の減免等 ・・・・・・・・・・ 90

5-4　医療費・保険料・年金

5-4-1　定期予防接種の対象期間の延長 ・・・・・・・・・・・・・ 91
5-4-2　国民健康保険料の減免 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
5-4-3　国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除 ・・ 93

5-4-4　後期高齢者医療保険料の減免 ・・・・・・・・・・・・・・・ 94
5-4-5　後期高齢者医療制度一部負担金（窓口負担）の免除 ・・・ 96
5-4-6　国民年金保険料の免除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
5-4-7　国民健康保険料の徴収猶予 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
5-4-8　後期高齢者医療保険料の徴収猶予 ・・・・・・・・・・・ 101
5-4-9　市民税の減免に伴う特定医療費（指定難病）の自己負担 上限額の減額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

5-5　高齢者福祉

5-5-1　介護保険料の減免 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
5-5-2　介護保険サービス利用料の免除 ・・・・・・・・・・・・ 106
5-5-3　介護保険 特定福祉用具の再購入 ・・・・・・・・・・・ 107
5-5-4　熊本市おでかけ IC カード再交付手数料の減免 ・・・・ 108

5-6　障がい者・児福祉

5-6-1　障がい者の福祉用具の再給付 ・・・・・・・・・・・・・ 110
5-6-2　市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
5-6-3　特別児童扶養手当などの災害特例措置 ・・・・・・・・・ 112
5-6-4　熊本市おでかけ IC カード再交付手数料の減免 ・・・・ 113

5-7　子育て・教育

5-7-1　保育所等利用者負担額（保育料）の減免 ・・・・・・・ 115
5-7-2　児童扶養手当の災害特例措置 ・・・・・・・・・・・・・ 116
5-7-3　児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免　117
5-7-4　熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予 ・・・・ 118
5-7-5　公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免 ・・・・・ 119
5-7-6　市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
5-7-7　就学援助制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
5-7-8　熊本市奨学生の募集（家計の急変等） ・・・・・・・・・ 122
5-7-9　熊本市奨学金貸付金の返還の猶予 ・・・・・・・・・・・ 124
5-7-10　未就学児を対象とした受け入れ ・・・・・・・・・・・ 125
5-7-11　未就学児を対象とした一時預かり ・・・・・・・・・・ 127

5-8　電気工事費等

5-8-1　電気料金等の特別措置について ・・・・・・・・・・・・ 128

5-9　その他

5-9-1　「令和８年熊本地震」に伴う受信料の免除について　・・　129
5-9-2　電話料金等の減免について　・・・・・・・・・・・・・・・　130

６．事業者に関すること

6-1　中小企業に関すること

6-1-1　中小企業者向け特別相談窓口　・・・・・・・・・・・・・・　131
6-1-2　中小企業者向け支援策ガイドブック・リーフレット　・・　132
6-1-3　プレミアム付き食事券「食べて応援！食のみやこ熊本券」　133

6-2　農林漁業者に関すること

6-2-1　農漁業被害に関する相談　・・・・・・・・・・・・・・・・　134
6-2-2　農業用機械・施設等の復旧に向けた支援　・・・・・・・・　136
6-2-3　営農再開に向けた支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・　138
6-2-4　農地・農業用施設（土地改良施設）の復旧に向けた支援　141
6-2-5　被災農業者向けの金融支援　・・・・・・・・・・・・・・・　142

6-3　各種相談窓口

6-3-1　事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談　・　143
6-3-2　社会保険労務士による労働相談　・・・・・・・・・・・・・　143

７．市外からの避難者に対する支援

7-1　こども・子育て支援

7-1-1　妊産婦や乳幼児向けの支援　・・・・・・・・・・・・・・・　145
7-1-2　未就学児を対象とした一時預かり　・・・・・・・・・・・　146
7-1-3　子育て等に関する悩みや不安を抱える方向けの相談窓口　146
7-1-4　熊本市へ避難された方の児童育成クラブ利用について　・　149

８．住家の被害程度・支援制度　対応表

１．り災証明書の発行

1-1　り災証明書（住家）の発行

1-1-1　り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む

健康福祉政策課　096-328-2340

令和８年熊本地震に伴うり災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家のり災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じたり災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」があります。
※調査の結果、「無被害」となることもあります。

対象となる方

・住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
・区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

窓口またはマイナポータルサイト（電子申請）から交付申請が可能です。
■申請の流れ（被害認定調査有りの場合）
窓口もしくはマイナポータルで調査依頼
↓
被害状況確認のため被害認定調査（１次調査）
↓
調査後、郵送（窓口も可）にて交付（又は、お申出により２次調査を実施）
※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真又は修理の見積書等を申請窓口に持参もしくは電子申請時に添付していただくと、写真等を確認のうえ一部損壊のり災証明書を即日交付（電子申請の場合は郵送）します。

■申請受付窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

■申請時間

午前９時～午後４時　　月曜日～金曜日（祝日除く）
※　土日祝日についても、臨時に申請窓口を開設する場合があります。

▲目次へ戻る

■申請時に必要なもの

（１）本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

（２）代理人による申請の場合は委任状、代理人の本人確認できるもの

（３）申請書

（４）生活の本拠であったことが確認できる書類
※住民票の所在と、り災した住所が異なる場合に必要です。

（５）管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの

（６）被害状況を写した写真又は修繕見積書（領収書）
※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合のみ必須。

■発行方法

調査依頼を受け、調査が終了し交付準備ができた方から、順次個別に連絡をして窓口で交付しておりましたが、**8月28日以降発行分については郵送にて交付いたします。**

なお、交付準備の連絡後は郵送されている場合でも、各区役所福祉課、各総合出張所（申請窓口と同じ）で発行することもできます。

（窓口で発行を希望される場合）

■発行窓口

各区役所福祉課、各総合出張所（申請窓口と同じ）

■発行受付時間

午前９時～午後４時　　月曜日～金曜日（祝日除く）

※　土日祝日についても、臨時に発行窓口を開設する場合があります。

■窓口発行時に必要なもの

（１）交付を受ける人の本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
※代理人が交付を受ける場合は、代理人の本人確認できるものが必要です。

（２）申請時に不足していた書類
※該当者のみ

■申請期限

令和８年１０月３１日（土）
※窓口は令和８年１０月３０日（金）
※お早めにお手続きください。

▲目次へ戻る

■お問合せ先

各区役所福祉課		各総合出張所			
中央区	096-328-2312	託麻	096-380-3111	清水	096-343-9161
東区	096-367-9127	河内	096-276-1111	龍田	096-338-2231
西区	096-329-5403	天明	096-223-1111		
南区	096-357-4129	幸田	096-378-0172		
北区	096-272-1118	城南	0964-28-3111		

※お住まいの区以外でも、り災証明書の申請ができます。

■電子申請（マイナポータル）方法は市公式ホームページからご確認ください。

https://www.city.kumamoto.jp/kiji0032451/index.html

1-2　り災証明書の発行（事業者）

1-2-1　り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）

商業金融課　096-328-2424

令和８年熊本地震に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

店舗、事務所、工場等の事業所及び事業用設備等に被害を受けられた建物等の所有者、又はテナントとして入居し事業を営む方
※対象となる建物には貸家、店舗兼住宅も含む。
※建物だけでなく、事業用設備についても対象としています。
※農林水産業関係を除く。

お手続き

■申請受付窓口

商業金融課
10 月１ 日（木）より、り災証明書の申請受付は、商業金融課（熊本市役所本庁舎８ 階）のみで行っております。

■受付時間

平日（月～金）
　　商業金融課　　午前９時 ～ 午後４時
休日（土日祝）
　　臨時に申請窓口を開設する場合があります。
　　詳しくは、商業金融課にお問い合わせください。

申請時には、下記の書類等が必要です。
（1）被害状況がわかる写真
（2）被害を受けた建物の所在地がわかる地図
（3）本人確認ができるもの(窓口に来られる方)
※代理人が申請する場合は、別途当課所定の委任状が必要です。
※写真は、添付書類として提出していただきますので現像もしくは印刷したものをお持ちください。（Ａ４用紙に何枚か印刷した形式でも可）
※被害の程度判定が必要な場合は、現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。
※被害の程度が少なく判定調査が不要な場合は、申請書類をもとに一部損壊のり災証明書を即日発行します。

■お問合せ先

商業金融課　096-328-2424

▲目次へ戻る

1-2-2　り災証明書の発行（農水産業関係）

農業支援課　096-328-2384

令和８年熊本地震に伴う、り災証明書の申請受付及び発行を行います。

対象となる方

・農業を営まれている方
被災前年１年間における農畜産物の販売実績を有すること。
※やむを得ない事情により被災前年１年間の販売実績が無い場合は、個別にご相談ください。
・水産業を営まれている方
・その他　市長が特に必要と認めるもの。

対象となる物

農水産業の施設（ハウス・建物等）・機械、農水産物、農地等
※施設・機械等は、農水産業用途の利用実態を有すること。
※被害対象は申請者本人の名義であること。

お手続き

■申請受付窓口

窓口	電話番号
北東部農業振興センター　農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター　東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター　農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター　河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター　南農業振興室	0964-28-3115
水産振興センター	096-311-4010

■申請時間

午前８時 30 分～午後５時 15 分　　月曜日～金曜日（祝日除く）
※日曜日・土曜日・祝日についても臨時に申請窓口を開設する場合があります。

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。
（1）り災証明願
（2）被害状況が分かる写真（全景写真と近景写真をご用意ください。）
（3）被災場所が分かる地図
（4）農畜産物の販売実績が分かる直近の確定申告書または個人市民税申告書の控え
（5）委任状（本人もしくは同一世帯以外の方が申請する場合）

■お問合せ先　　農業支援課　096-328-2384

▲目次へ戻る

1-3　り災証明書（住家以外の被害について）の発行

１-3-1　被災届出証明書（住家以外の被害について）

健康福祉政策課　096-328-2340

り災証明書の対象とならない建物や家財などについて、被災の届出がなされたことを証明する被災届出証明書を交付しています。

■申請方法

（１）窓口申請の場合

各区役所福祉課または各総合出張所でご申請ください。

受付時間：午前９時～午後４時　　月曜日～金曜日（祝日除く）

（２）郵送の場合

熊本市ホームページから申請書をダウンロードし、申請書と返信用封筒（110 円切手貼付、住所宛名記載）を郵送ください。

※郵送の場合、送付先は各区福祉課となります。

■申請期限

令和８年１０月３０日（金）

■郵送申請の場合の申請書は市公式ホームページからダウンロードください。

https://www.city.kumamoto.jp/kiji0032451/index.html

■お問合せ先

各区役所福祉課		各総合出張所			
中央区	096-328-2312	託麻	096-380-3111	清水	096-343-9161
東区	096-367-9127	河内	096-276-1111	龍田	096-338-2231
西区	096-329-5403	天明	096-223-1111		
南区	096-357-4129	幸田	096-378-0172		
北区	096-272-1118	城南	0964-28-3111		

※お住まいの区以外でも、お手続きいただけます。

２．経済的な支援

2-1　地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1　災害弔慰金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和８年熊本地震により死亡された方（審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和８年熊本地震により死亡された方のご遺族（災害弔慰金）

亡くなった方が生計維持者の場合	500 万円
生計維持者以外	250 万円

お手続き

■申請受付窓口及び受付時間

①各区福祉課

午前９時～午後４時　　月～金曜日（祝日除く）

②総合相談窓口（城南まちづくりセンター内）

午前９時～午後５時　　月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

・死亡診断書（検案書）の写し
・申請される方の本人確認ができるもの（運転免許証等）の写し
・申請される方名義の通帳の写し
・申請される方が市外にお住まいの場合、遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し
・印鑑（認印可）

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

［中央区福祉課］096-328-2312　　［東　区福祉課］096-367-9127
［西　区福祉課］096-329-5403　　［南　区福祉課］096-357-4129
［北　区福祉課］096-272-1118　　［健康福祉政策課］096-328-2972

▲目次へ戻る

2-2　地震により障がいが残った方への支援

2-2-1　災害障害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和８年熊本地震により重度の障害を負った方（審査委員会において、災害により重度の障がいを受けたと認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

令和８年熊本地震により心身に以下の内容の障がいを受けた方

① 両眼が失明した場合
② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を完全に失った場合
③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいが残り、常に介護が必要な場合
④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいが残り、常に介護が必要な場合
⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った場合
⑥ 両上肢の用を完全に失った場合
⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った場合
⑧ 両下肢の用を完全に失った場合
⑨ 精神または身体の障がいが重複し、その程度が上記①～⑧と同程度以上と認められる場合

上記の障がいを受けた方が
生計維持者　　250 万円
生計維持者以外　125 万円

お手続き

■申請受付窓口及び受付時間

①各区福祉課
午前９時～午後４時　　月～金曜日（祝日除く）
②総合相談窓口（城南まちづくりセンター内）
午前９時～午後５時　　月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312　　[東　区福祉課] 096-367-9127
[西　区福祉課] 096-329-5403　　[南　区福祉課] 096-357-4129
[北　区福祉課] 096-272-1118　　[健康福祉政策課] 096-328-2972

▲目次へ戻る

2-3　地震により重傷を負った方
住家に被害を受けた方への支援

2-3-1　災害見舞金の支給

健康福祉政策課　096-328-2340

令和８年熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

令和８年熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により１ヶ月以上の重傷を負った方	：３万円
住家の全壊又は流出した世帯	：５万円
住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊世帯	：３万円
上記に該当しない住家の床上浸水	：１万円

※被害を受けた当時、熊本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていた方が対象となります。

※「重傷を負った方」は、令和８年熊本地震により直接的なけがをされた方が対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

※死亡又は負傷した場合に、条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けることができる場合は、対象外となりますのでご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口及び受付時間

①各区福祉課

午前９時～午後４時　　月～金曜日（祝日除く）

②総合相談窓口（城南まちづくりセンター内）

午前９時～午後５時　　月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

＜重傷の場合＞※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）

・申立書（診断書にて令和８年熊本地震による直接的な負傷か分からない場合）

・申請者名義の通帳の写し

＜住家の全壊等の場合＞※申請者は世帯主となります。

・り災証明書（写し可）

・申請者名義の通帳の写し

※　その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

▲目次へ戻る

■お問合せ先

［中央区福祉課］096-328-2312　［東　区福祉課］096-367-9127
［西　区福祉課］096-329-5403　［南　区福祉課］096-357-4129
［北　区福祉課］096-272-1118　［健康福祉政策課］096-328-2340

▲目次へ戻る

2-4　生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1　災害援護資金の貸付

健康福祉政策課 096-328-2340

令和８年熊本地震により世帯主に負傷又は住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。

対象となる方

被災日時点で熊本市に居住しており、以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

- 世帯主がおおむね１か月以上の療養期間を要する負傷を負った
- 住居の半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）又は全壊
- 住居の全体が滅失・流失した
- 家財の価額のおおむね１/３以上に損害があった

※「住居の半壊又は全壊」は、自己所有の住宅（持ち家）の場合が対象となります。全壊の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合及び滅失又は流出の場合は、アパート等の賃貸住宅の場合でも対象となります。

■貸付限度額

貸付区分		貸付限度額
世帯主におおむね１か月以上の療養を要する負傷があった	家財、住居に損害なし	150 万円
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 250 万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	270 万円 ※2（350 万円）
	住居が全壊	350 万円
世帯主におおむね１か月以上の療養を要する負傷がなかった	家財、住居に損害なし	貸付対象外
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 150 万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	170 万円 ※2（250 万円）
	住居が全壊(住居の全体が滅失又は流失した場合を除く)	250 万円 ※2（350 万円）
住居の全体が滅失・流失した		350 万円

▲目次へ戻る

※1 家財の損害の場合、貸付限度額と家財の損害額のうちいずれか低いほうの金額の範囲内での貸付となります。（損害状況を確認するため現地調査を行う場合があります。）また、家財の損害に自家用車の損害は含まれず、貸付金を自家用車の購入・修理のために充てることはできません。
※2 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情があると認められる場合には（　　）内の金額が貸付限度額となります。

■貸付条件

利　　率　　連帯保証人を立てる場合：無利子
　　連帯保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子）
償還期限　　１０年（据置期間を含む）
据置期間　　３年
※据置期間３年経過後、７年間での償還となります。（繰上償還は据置期間でも可能）

■所得制限

世帯の市民税における令和８年度分（令和７年分）総所得の合計が以下の金額未満であること

- １人：220 万円　　・２人：430 万円
- ３人：620 万円　　・４人：730 万円
- ５人以上:１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。

※住居が滅失した場合は世帯人数に関わらず 1,270 万円

お手続き

（１）　借入申込
必要書類をご持参のうえ申込を行ってください。
書類に不備等がある場合は訂正や追加書類の提出をお願いする場合があります。また、必要書類がすべて揃った時点での受理となります。

（２）　審査
受付後、必要に応じて被害状況の調査等を行ったうえで、おおむね１か月で審査結果をお知らせします。
貸付が決定した場合は、決定通知書とともにお送りする借用書、請求委任及び口座振替支払依頼書、誓約書に必要事項を記入のうえ、借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書、貸付金振込先の通帳の写しを添えて健康福祉政策課へご提出ください。
※審査の結果によっては、希望額どおりの貸付金額とならない場合があります。

（３）　貸付金の振込
決定通知書とともにお送りする借用書等をご返送いただいた後、おおむね３週間後に指定の口座へ貸付金をお振込みいたします。

▲目次へ戻る

■必要なもの

申請の際には、申請内容に応じて次の書類が必要です。申請内容の確認のため、この他にも追加で書類提出をお願いする場合があります

全ての申込に共通するもの

・災害援護資金借入申込書
・令和８年度分（令和７年分）市県民税「所得・課税」証明書（世帯全員分）
・住民票の写し（世帯全員分、本籍・続柄記載）
・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
・申込者の本人確認書類の写し（世帯主のマイナンバーカード、運転免許証等）
・窓口に来られた方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の 原本の提示

保証人を立てる場合

・令和８年度分（令和７年分）市県民税「所得・課税」証明書（保証人分）
・住民票の写し（保証人分）
・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（保証人分）
・保証人の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）

負傷の場合

・世帯主の診断書（療養期間が記載されたもの）

住居の損害の場合

・り災証明書（半壊以上の判定であるもの 写し可）

家財の損害の場合

・家財の被害状況がわかる写真等

■申込期限

令和８年１０月３０日（金）まで

■申請受付窓口及び受付時間

①各区福祉課
午前９時～午後４時　　月～金曜日（祝日除く）
②総合相談窓口（城南まちづくりセンター内）
午前９時～午後５時　　月～金曜日（祝日除く）
③健康福祉政策課
午前９時～午後５時　　月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312　　[東　区福祉課] 096-367-9127
[西　区福祉課] 096-329-5403　　[南　区福祉課] 096-357-4129
[北　区福祉課] 096-272-1118　　[健康福祉政策課] 096-328-2340

▲目次へ戻る

2-4-2　生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付

健康福祉政策課　096-328-2340

令和８年熊本地震により被災した地域に住所のある世帯並びに同地域から避難している世帯に対し、当座の生活資金の貸し付けを行います。

対象となる方

令和８年熊本地震により被災された方で熊本市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。

なお、本特例貸付における対象世帯は、低所得世帯に限りません。

お手続き

■貸付申込期間

令和８年８月 19 日（水）午前 10 時～　※終了日未定

■申請受付窓口

（1）熊本市健康センター新町分室　２階　多目的室

（2）熊本市城南福祉センター　２階

■受付時間

午前 10 時から午後４時まで

■貸付限度額

一世帯につき一回限り。原則として１０万円以内。

ただし、以下の場合は、２０万円以内。

① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合

② 世帯員に要介護者がいる場合

③ ４人以上の世帯である場合

④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる場合

■据置期間（返済開始までの猶予期間）

貸付けの日から１年以内

■償還期限（返済を終える期限）

据置期間終了後２年以内

■貸付利子

無利子

▲目次へ戻る

■貸付金の交付方法

借入申込者が指定する金融機関へ送金

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード 等）

（2）申込者の預金通帳又はキャッシュカード等預金口座がわかるもの

■お問合せ先

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

（1）熊本市健康センター新町分室　　TEL 080-9688-8207

（2）熊本市城南福祉センター　　TEL 080-3278-1151

2-4-3　被災者生活再建支援金の支給

健康福祉政策課　096-328-2340

令和８年熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建のための支援金を支給します。
※本制度は熊本県および被災者生活再建支援法人（（公財）都道府県センター）の制度であり、申請の受付を熊本市で実施するものです。

対象となる方

被災時に熊本市にお住まいの方で、以下のいずれかの被害を受けた世帯

（1）居住する住宅が「全壊」のり災証明書を受けた世帯
（2）居住する住宅が「大規模半壊」のり災証明書を受けた世帯
（3）居住する住宅が「中規模半壊」のり災証明書を受けた世帯
（4）居住する住宅が「半壊」・「中規模半壊」・「大規模半壊」のいずれかの被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむを得ない事由により、解体をした世帯（全壊扱い）
（5）居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむを得ない事由で解体をした世帯（全壊扱い）

支給額

支援金には基礎支援金と加算支援金の２種類があり、それぞれの区分に応じて支給額が異なります。

⑴基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金
⑵加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

○複数世帯（被災時世帯の人数が２人以上）の場合

区分	①基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額
（1）（4）（5）全壊世帯 解体世帯	１００万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借	50 万円	150 万円
（2）大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借	50 万円	100 万円
（3）中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借	25 万円	25 万円

▲目次へ戻る

〇単数世帯（被災時世帯の人数が１人）の場合

区分	①基礎支援金	②加算支援金		①＋②合計額
（1）（4）（5）全壊世帯 解体世帯	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
		補修	75 万円	150 万円
		賃借	37.5 万円	112.5 万円
（2）大規模半壊世帯	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
		補修	75 万円	112.5 万円
		賃借	37.5 万円	75 万円
（3）中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75 万円	75 万円
		補修	37.5 万円	37.5 万円
		賃借	18.75 万円	18.75 万円

※加算支援金の「賃借」は、公営住宅、仮設住宅（賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）を含む）などは支給対象外です。

お手続き

■手続きの流れ

（１）申請書に必要書類を添えて申請受付窓口に提出

↓

（２）熊本市で書類確認後、熊本県へ送付

↓

（３）熊本県から、（公財）都道府県センターへ書類送付

↓

（４）（公財）都道府県センターの最終審査で支給要件に合致した場合は同法人から支給通知書が送付され、支給

■申請受付窓口及び受付時間

①各区福祉課

午前９時～午後４時　　月～金曜日（祝日除く）

②総合相談窓口（城南まちづくりセンター内）

午前９時～午後５時　　月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

申請の際には、申請内容に応じて次の書類が必要です。申請内容の確認のため、この他にも追加で書類提出をお願いする場合があります。

（１）～（５）全ての申請に共通するもの

（ア）申請書

（イ）り災証明書（コピー可）

（ウ）住民票の写し

※被災時点の住所、世帯構成、世帯主、続柄等が分かる世帯全員分の住民票

▲目次へ戻る

※申請書に、被災時世帯主の個人番号（マイナンバー）を記載すれば被災時世帯主、世帯員および同居する同一生計者の方の住民票は不要

（エ）預金通帳の写し

※申請書に、被災時世帯主の個人番号（マイナンバー）を記載し、かつ公金受取口座を利用する場合は不要

（４）及び（５）の解体世帯の場合

（オ）市町村が発行する解体証明書または法務局が発行する閉鎖事項証明書

加算支援金を申請される場合

（カ）契約書等の写し（工事請負契約書、不動産売買契約書など）

※「補修」区分で契約しない場合は、「見積書＋領収書」など

被災当時に居住していた住所が住民票情報と異なる場合

（キ）公共料金の写しや賃貸借契約書など

■申込期限

基礎支援金：令和　９年８月27日（金）

加算支援金：令和11年８月27日（月）

■お問合せ先

月～金曜日の８時30分～17時15分（祝日除く）

健康福祉政策課	096-328-2340
中央区役所福祉課	096-328-2312
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

３．住まいの確保･再建のための支援

3-1　住まいの中を片付けたい

3-1-1　災害ボランティアの派遣

地域政策課　　096-328-2036

地震により住居に被害を受け、自力での片付けが困難な世帯を対象に、災害ボランティアを派遣し、家屋内外の片付けや清掃等を支援します。

※災害ボランティアセンターは１０月 18 日（日）をもって閉所しましたが、熊本市社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、引き続きご相談を受け付けています。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方

・熊本市内で地震により住居に被害を受けた方

・高齢者のみの世帯、障がいのある方がいる世帯など、自力での片付けが困難な世帯

支援内容

・家屋内外の片付け、清掃作業、家具等の搬出補助　など

※重機を使用する作業や専門的な技術を要する修理・修繕作業は対象外です。

お問合せ先

■熊本市社会福祉協議会　ボランティアセンター

電話：080-1545-0531

受付時間：午前９時から午後４時まで

メール　：volunteer@kumamoto-city-csw.or.jp

3-2　住まいを補修したい・修理したい

3-2-1　住家の緊急の修理（被害の拡大の防止）

住宅政策課　096-328-2449

令和８年熊本地震により被災した住家（住宅）について、被害の拡大を防止することを目的とした制度です。

申込者が選定した修理業者に熊本市が応急修理を依頼します。

費用についても、限度額の範囲内で熊本市が修理業者へ支払います。

対象となる方

当該災害により所定の被害区分（準半壊以上）に相当する程度の住家被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯。

（なお、物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。）

※必ず、被害状況の写真撮影をお願いします。

※本制度の利用に際しては「り災証明書」の提出は不要です。

費用の限度額

１世帯あたりの限度額は 56,400 円以内（消費税等込み）です。

（同じ住宅に２世帯以上同居している場合は、１世帯とみなします。）

対象となる内容

具体的な例は次のとおりです。措置の状況や完了後の写真撮影をお願いします。

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保（２次被害防止）のため）

申込期限と完了期限

令和８年 10 月 27 日（火）まで（完了期限も同日）

お手続き

■対応窓口　住宅政策課（本庁舎９階）

城南まちづくりセンター　３階　総合相談窓口

- 電子メール　jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp
- 詳細は、熊本市（住宅政策課）のホームページをご確認ください。

https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372143/index.html

■お問合せ先　　住宅政策課　096-328-2449

▲目次へ戻る

3-2-2　被災した住宅の応急修理

住宅政策課　096-328-2449

令和８年熊本地震により被災した住宅について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。

申込者が選定した修理業者に熊本市が応急修理を依頼します。

費用についても、限度額の範囲内で熊本市が修理業者へ支払います。

対象となる方

（１）以下の全ての要件を満たす方（世帯）

① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。
ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象とします。

② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
※ 対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とします。
ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象とします。

（２）資力等の要件

「中規模半壊」、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

※ 「応急修理制度の対象とならない項目に係る費用」及び「応急修理制度の対象となる項目のうち、費用の限度額（後述参照）を超える部分の費用」は、自己資金や保険金・共済金等による対応をお願いします。

※ 応急修理の期間中、条件により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅：みなし仮設）等を利用できる場合があります。

費用の限度額

１世帯あたりの限度額は次のとおりです。

（１）全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯
757,000 円以内（消費税等込み）

▲目次へ戻る

（２）準半壊の被害を受けた世帯　　367,000 円以内（消費税等込み）

※ 同じ住宅に２世帯以上同居している場合は、１世帯とみなします。

対象となる範囲

屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって修理を行うことが必要となる箇所です。

- 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- 内装に関するものについては一部対象とならないものもあります。
  （例）表装のみ（畳、壁紙などの張替えのみ）などは対象外　など
- 家電製品は対象外です。

※り災証明書の所管部署による被害認定の結果が判明する前に、現場での修理に着手することも可能ですが、り災証明書の結果が「準半壊に至らない（一部損壊）」や「被害なし」となった場合は、応急修理（本制度）の対象外となります。

申込期限と完了期限

令和９年（２０２７年）１月27日（水）まで（完了期限も同日）
※なお、さらに延長する方向で、国（内閣府）と協議予定。

お手続き

■対応窓口　　住宅政策課（本庁舎９階）
城南まちづくりセンター　３階　総合相談窓口

- 電子メール　jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp
- 詳細は、熊本市（住宅政策課）のホームページをご確認ください。
  https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372104/index.html

■必要なもの（申し込み手続き時）

＜電子メールの場合＞

- 住宅の応急修理申込書など　⇒PDF 化せずに、元のワード形式で送信
- り災証明書（住家）の写し　⇒スキャン PDF または写真の画像データを送信
- 被害状況が分かる写真（修理前の写真）⇒1 ファイルずつの画像データで可
- 修理見積書（鑑）　⇒PDF 化せずに、元のエクセル形式で送信
- 修理業者の修理見積書の写し　⇒スキャン PDF または写真の画像データを送信

＜紙ベースの場合＞

- 上述の書類を郵送（〒860-8601　住宅政策課宛て）、または窓口へ持参

■お問合せ先　　住宅政策課　096-328-2449

▲目次へ戻る

3-2-3　ひとり親家庭への貸付（住宅）

こども家庭福祉課　096-366-3030

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

・原則、連帯保証人が１名以上必要です。
　※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
・当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
・その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。
　※物置、車庫等の付属家は対象外です。
　※必ず事前相談が必要となります。
　※申請から実際の送金まで通常２ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150 万円

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年 1%の利子がかかります。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室　（午前９時 30 分～午後４時　※月曜・祝日休み）
096-372-1228
熊本市中央区大江６丁目 1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

■お問合せ先

熊本市母子父子相談室　096-372-1228
こども家庭福祉課　096-366-3030

▲目次へ戻る

3-2-4　家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供

市営住宅課　096-328-2461

令和８年熊本地震により住宅に引き続き住むことができなくなった方に対し、市営住宅を一時的に提供します。

対象となる方

令和８年熊本地震により住宅に半壊以上の被害を受け、引き続き住むことができなくなった方

※原則として市町村が発行するり災証明書（半壊以上、写しでも可）が必要ですが、状況により後日提出でも可能です。

※住家の被害の程度が「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」の場合は対象外となります。

入居可能期間

原則６か月以内（最長１年まで更新可）

使用料等

住宅使用料（家賃）、駐車場使用料、敷金は免除です。

共益費や水道光熱費等は入居者負担となります。

申込方法

窓口にて先着順で受け付けます。入居の申込みがあった住宅は受付を終了します。

申込期間

【熊本市内在住者＋熊本市外在住者】

令和８年８月 10 日（月）以降（土・日・祝日除く）

受付時間は午前 10 時から午後４時まで

申込場所

熊本市役所本庁舎９階　市営住宅管理センター窓口

お持ちいただくもの

・り災証明書の写し（コピー）

・本人確認書類

（免許証、マイナンバーカード、被災場所に居住していることがわかるもの）

▲目次へ戻る

・申請書類
（行政財産使用許可申請書、誓約書）
※代理人が申し込む場合は以下の書類も必要です。
・代理人の身分証明書
・委任状

その他

・家具、家電、カーテン等はお持ち込みいただく必要がありますので、ご注意ください。
・市営住宅でのペット（犬・猫・鳥等）の飼育や、市営住宅敷地内での餌付け等は禁止されていますので、ご注意ください。

お問合せ先

市営住宅課　096-328-2461

▲目次へ戻る

3-2-5　賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与

住宅政策課　096-328-2989

令和８年熊本地震により住宅に引き続き住むことができなくなった方に対し、民間賃貸住宅を活用し賃貸型応急住宅として提供します。

具体的には、「被災者」と「熊本市（借主）」と「物件所有者（貸主）」の三者で「定期建物賃貸借契約」を締結し、一定期間、熊本市が家賃を支払います。

※物件は被災者の方で探していただきます。

※令和８年７月２８日以降、既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している場合でも、「対象となる方」と「賃貸型応急住宅の条件」に適合し、貸主の同意が得ることができれば、入居日に遡って本事業の対象とすることができます。ただし、仲介手数料、賃貸物件保証金、火災保険料等については、遡及できません。

対象となる方

次の（1）から（4）の要件を全て満たす方

（1）災害発生の日時点において、熊本市に居住する方

（2）当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方

1. 当該災害による住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方
2. 住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方
4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が１か月を超えることが見込まれる方

（3）他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方

※持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと

（4）災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

賃貸型応急住宅の条件

次の（1）から（3）の条件の全てに該当する民間賃貸住宅が対象となります。

（1）　１か月当たりの賃料が住居への入居人数に応じて定める範囲内である住宅

※家賃の限度額を超える住宅は対象となりません。

▲目次へ戻る

住居への入居人数	賃料
１人（単身）の世帯	月額　５万５千円以内
２人世帯	月額　６万５千円以内
3～4 人の世帯	月額　９万５千円以内
５人以上の世帯	月額　13 万円以内

※ 小学校入学年齢に達しない未就学児が２人以上の場合は、１人あたり 0.5 人（小数点以下四捨五入）として換算します
（例）未就学児１人→0 人、未就学児２人→1 人、未就学児３人→2 人、未就学児４人→2 人

（2） 市が借上げて入居対象者に提供することについて、貸主が同意した住宅

（3） 新耐震基準で建設（昭和 56 年６月１日以降に着工）された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅

費用負担

市の負担	賃料、共益費（管理費）、退去修繕負担金（家賃の２か月分以内）、礼金（家賃の１か月分以内）、仲介手数料（家賃の 0.55 か月分以内）、鍵交換費、損害保険料
入居者の負担	光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、ペット飼育料、自治会費等

※既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している場合、個人契約に関する仲介手数料、賃貸物件保証金、火災保険料等については遡及できません。

入居期間

入居日から２年以内

※応急修理制度を併用する場合は、応急修理を申し込んだ日から原則６か月以内の入居期間となります。

※入居期間の期限を待たずに恒久的住宅の確保を果たした場合、応急修理が完了した場合は、速やかに退去する必要があります。

※先に賃貸型応急住宅の提供を受けた方は、応急修理制度を活用することはできません。

お手続き

市では物件のご紹介はしていません。

まずは、不動産事業者（仲介業者）に物件についてお問い合わせください。

■申請受付窓口

住宅政策課（本庁舎９階）

城南まちづくりセンター　３階　総合相談窓口

■必要なもの

【申込み時に必要な書類】

①熊本市賃貸型応急住宅入居申込書（様式第１号）

②誓約書（様式第２号）

③同意書（様式第３号）または、確約書（様式第４号）

④申出書（様式第５号）

【①～④に加え状況に応じて必要な書類】

1. 住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
   - り災証明書の写し

   ※り災証明書がお手元にない方のうち、被災住宅の写真により、一見して「全壊」である旨が確認できるなどの場合は、事後の提出可

2. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
   - り災証明書の写し
   - 住家を解体することが確認できる書類

3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方
   - 住民票など居住実態がわかるもの（住民票を添付する場合は入居者全員分、続柄記載あり、マイナンバー記載なし）
4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が１か月を超えることが見込まれる方
   - り災証明書の写し
   - 応急修理の申込書の写し
   - 修理期間が１か月を超える見込みであることが確認できる書類

※　既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方については、上記に加えて、次の書類が必要です。

- 切替契約に係る同意書（様式第６号）
- 現在入居している民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

■お問合せ先　　住宅政策課　096-328-2989

▲目次へ戻る

3-2-6　建設型応急住宅（プレハブ）の供与

住宅政策課　096-328-2438

令和８年熊本地震により住宅に引き続き住むことができなくなった方に対し、応急住宅を建設して提供します。

申込受付は、終了しました。

※追加募集を行う場合は、詳細が決まり次第、お知らせします。

対象となる方

次の（1）から（4）の要件を全て満たす方

（1）災害発生の日時点において、熊本市に居住する方

（2）当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方

1. 当該災害による住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方
2. 住家が「半壊」(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど

（3）他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方

※持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと

（4）災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

建設場所・戸数

	2K（約30㎡） 世帯人数１～３人	3K（約40㎡） 世帯人数４人以上	計
城南（塚原）仮設団地 ※一部ペット可	16　戸	4　戸	20　戸
城南（舞原）仮設団地	16　戸	4　戸	20　戸
富合（平原）仮設団地	6　戸	4　戸	10　戸

入居期間

入居日から最長２年間

費用負担

① 家賃・敷金・駐車場使用料　：　不要（※各世帯の駐車場使用は１台まで）
② 光熱水費・共益費及び自治会費等　：　入居者負担

ペットについて

城南町（塚原）仮設団地にペット飼育可能住戸を整備します。（２戸程度）

申込み・入居スケジュール

申込受付	書類提出締め切り	入居者抽選	入居予定日
８月25日(火) ～9月４日(金)	9月１０日(木)	9月１２日（土）	9月中旬以降

■お問合せ先　　住宅政策課　096-328-2438

3-2-7　自宅敷地内の建設型応急住宅

住宅政策課　096-328-2438

令和８年熊本地震で被災され、農家を営んでおり作物や家畜の世話が必要であるなど、自宅を離れることが難しい方が、自宅敷地内に建設型応急住宅を設置することを支援します。

ご事情により、自宅敷地内に建設型応急住宅の設置を希望される場合は、住宅政策課へご相談ください。

支援内容

詳細につきましては決定次第、速やかにお知らせします。

■お問合せ先

住宅政策課　096-328-2438

▲目次へ戻る

3-2-8　被災した住まいの建替や修理への融資

住宅政策課　096-328-2438

令和８年熊本地震により住宅に被害を受けられた方に、住宅の建替え、修理等に必要な資金の融資についての相談窓口があります。

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資

住宅金融支援機構では、被災者向けに新たな住宅の建設、建売住宅や中古住宅の購入、住宅の補修のための**「災害復興住宅融資」**を行っています。

ご高齢の方向けの「親子リレー返済」「親孝行ローン」「高齢者向け返済特例」など様々なメニューもありますので、お気軽にご相談ください。

住宅融資に関する対面相談

総合相談窓口で、住宅融資相談を行っています。

■相談日　毎週水曜日・木曜日・金曜日
■時間　午前 10 時 00 分～12 時 00 分／午後 1 時 00 分～4 時 00 分
■場所　総合相談窓口（城南まちづくりセンター　３階）
熊本市南区城南町宮地 1050 番地
■予約　予約不要です。（先着順で対応いたします）
■相談機関　住宅金融支援機構　九州支店

お電話での相談

お電話でのご相談は、土日も受け付けています。

■時間　午前９時００分～午後５時００分（祝日、年末年始を除く）
■電話番号　**０１２０－０８６－３５３（無料通話）**
カスタマーセンター（災害専用ダイアル）

■お問合せ先　住宅政策課　０９６－３２８－２４３８

▲目次へ戻る

3-2-9　被災した住宅用井戸の応急修理

水保全課　096-328-2436

令和８年熊本地震により、自宅敷地内にある飲用水を取水する住宅用井戸等に損傷を受け、上水道未接続かつ自らの資力では飲用水を確保するための応急修理をすることができない世帯に対し、市が応急的な井戸等の修理を行い、元の自宅に引き続き住むことができるようにするものです。

井戸等の応急修理にあたっては、まずは住宅井戸の不具合の原因調査（洗浄等）を受けていただくようお願いいたします。（4-4-1　住宅井戸の不具合の原因調査（洗浄等）を参照）

※農業用井戸や事業用井戸は応急修理の対象外です。

※申込者が選定した修理業者に市が応急修理を依頼します。

※費用についても、限度額の範囲内で市が修理業者へ支払います。現金給付や、支払った修理費の払い戻しを行う制度ではありません。

対象となる方

以下の全ての要件を満たす方（世帯）　で、自らの資力では応急修理をすることができない場合が対象です。

① 令和８年熊本地震により自宅敷地内にある飲用水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。

② 水道を利用しておらず、井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、井戸等の損傷により飲用水を得る手段を失ったことで、そのままでは自宅に住むことができない状態にあるが、応急修理を行うことで、被害を受けた自宅での生活が可能となることが見込まれること。

※現に自宅にいる場合であっても、井戸等の損傷により飲用水を得る方法が他にない場合を含みます。

③ 以下のいずれかに該当し、井戸等の機能回復が見込めないこと。

- 井戸等の構造等の問題により洗浄の実施が困難であること。
- 井戸を洗浄しても、機能の回復が見込めないと判断されること。
- 井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。

④ この応急修理制度により井戸の機能が回復した場合、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力すること。

※既に修理が完了し、代金を修理業者に支払い終えた場合は、支援の対象外となりますのでご注意ください。修理に着手したが、まだ修理費を支払っていない場合はすみやかにご相談ください。

費用の限度額

１世帯あたりの限度額 757,000 円以内（消費税込み）

※同一住宅（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に井戸等の応急修理のため支出できる費用の額は、上記の１世帯当たりの額以内です。

・費用の限度額を超える部分や、制度の対象外となる工事は自己負担となります。
・複数世帯で新たに井戸を共同利用する場合は、限度額が異なる場合があります。詳しくはお問合せください。

対象となる修理範囲

応急修理の対象範囲は、飲用水の取水に欠くことのできない井戸等の構成要素（井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等）です。

（１）令和８年熊本地震と直接関係ある修理のみが対象となります。
（２）被災した自宅で引き続き生活することが前提となります。自宅が全壊するなど、井戸等を修理しても元の自宅で生活できない場合は原則として対象となりません。
（３）既に、修理事業者に代金を支払い終えた場合は対象となりません。

※破損した設備の取替等の際、明らかなグレードアップになるものは対象外（被災者負担）です。（電動機等の破損した設備の品番は写真等で記録しておいてください。）

お手続き

■対応窓口　水保全課（本庁舎７階）
・電子メール　mizuhozen@city.kumamoto.lg.jp
・詳細は、市のホームページをご確認ください。
URL：https://www.city.kumamoto.jp/kiji00373033/index.html

■必要なもの（申込み手続き時）
・災害救助法の住宅の応急修理申込書
・井戸等の被害状況に関する申出書
・修理前の現況が分かる写真
・資力に関する申出書
・修理見積書（所定の様式により、申込者が選定した修理業者から入手）
・洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書（事前に住宅用井戸の不具合の原因調査（洗浄等）を実施していない場合）
・申込用チェックシート

▲目次へ戻る

※その他、状況に応じて提出が必要となる書類等があります。各申込書類は熊本市ホームページからダウンロードしていただくか、水保全課へお問合せください。

■お問合せ先　　水保全課　096-328-2436

3-3　危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-3-1　熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助

空家対策課　096-328-2514

倒壊の恐れのある危険な空家の除却工事費に対して、***最大 60 万円*** 補助します。（敷地全体を更地にする必要があります）

対象となる方

熊本市内にある空家の所有者または管理者で、個人の方。（相続人も対象）

※対象となる空家の条件については、以下の空家対策課のホームページをご参照ください。

【4 月 13 日 受付開始】熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金について（老朽危険空家等除却補助）

お手続き

空家対策課への各種申請書のご提出が必要です。（郵送申請可能）

※詳細な手続きの流れや必要書類については、上記の空家対策課のホームページのうち、「R8 補助申請手続きの進め方」のチラシをご参照ください。

※なお、事前調査申請受付期間は、令和８年 12 月 28 日（月）までとなっており、予算がなくなり次第、受付終了しますのでご注意ください。

■申請受付窓口

空家対策課

■受付時間

午前９時から午後５時まで（土曜、日曜、祝日を除く）

窓口に持参もしくは郵送（申請期間内必着）

■お問合せ先　　空家対策課　096-328-2514

3-3-2　熊本市老朽空き家除却促進事業補助

空家対策課　096-328-2514

建築後一定期間を経過した老朽空き家（戸建の住宅）の除却工事費に対して、

最大 40 万円 補助します。（敷地全体を更地にする必要があります）

対象となる方

熊本市内にある老朽空き家の所有者または管理者で、個人の方。（相続人も対象）

※対象となる老朽空き家の条件については、以下の空家対策課のホームページをご参照ください。

【4 月 13 日 受付開始】古い空き家や相続・遺贈を受けた空き家の除去費用の一部を最大 40 万円補助します！

お手続き

空家対策課への申請書のご提出が必要です。（郵送申請可能）

※詳細な手続きの流れや必要書類については、上記の空家対策課のホームページのうち、「R8゜補助申請手続きの進め方（手引きの概要版）」のチラシをご参照ください。

※なお、受付期間は、令和８年 12 月 28 日（月）までとなっており、予算がなくなり次第、受付終了しますのでご注意ください。

■申請受付窓口

空家対策課

■受付時間

午前９時から午後５時まで（土曜、日曜、祝日を除く）

窓口に持参もしくは郵送（申請期間内必着）

■お問合せ先　　空家対策課　096-328-2514

3-3-3　被災した家屋等の解体・撤去

廃棄物計画課（公費解体プロジェクトチーム）　096-328-2430

個人が所有する家屋等（倉庫や中小企業者が所有する事業所等を含む）で、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体・撤去を行います。

対象となる方

り災証明書等で半壊以上の被害と判定された家屋等の所有者（中小企業者含む）
（令和８年７月 28 日時点において当該家屋の所有者であること）

お手続き

申請書類受付時の混雑緩和のため、事前予約を受付いたします。申請を希望する方は必ず事前予約をお願いいたします。

■予約方法

（１）窓口での予約（平日　午前９時から午後５時まで）
- 城南まちづくりセンター　３階　「総合相談窓口内」
- 熊本市役所　本庁舎７階　廃棄物計画課　公費解体プロジェクトチーム

（２）電話での予約（平日　午前９時から午後５時まで）
熊本市役所　本庁舎７階　廃棄物計画課　公費解体プロジェクトチーム
096-328-2430

■申請書類の受付期間

事前予約時に以下の期間内で日程調整を行います。
令和８年９月 10 日（木）～令和８年 12 月 10 日（木）
月曜～金曜（祝日除く）※9 月については土曜、日曜、祝日も受付

■り災証明書をお持ちでない方

り災証明書の発行をお待ちの方でも予約を受付いたします。申請手続の中で、り災証明書（半壊以上）をご提出いただきます。

※り災証明書が発行されない建築物で、半壊以上相当と思われる建築物を解体されたい方のご予約も受付いたします。ただし、申請書類受付後に市が現地確認を行い、半壊以上相当かどうか判定をいたします。なお、この判定は公費解体のためのり災判定ですので、り災証明書など判定結果をお知らせする書類は発行いたしません。

▲目次へ戻る

■自ら解体を行った被災家屋等の解体・撤去費用について（自費解体）

令和８年 10 月 10 日までに解体業者等と契約し、半壊以上の被災家屋等を自ら解体・撤去した費用についても、費用償還の対象となります。（建物の一部解体は対象となりません。）

ただし、支援の対象となった場合でも、解体・撤去に要した費用のうち、市の基準を超える部分は自己負担となります。（市の基準は決定次第、速やかにお知らせします。）

なお、費用償還の手続きに必要となりますので、次の関係書類等の保管をお願いします。

・解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
・解体工事にかかる契約書、見積書、領収証
・解体工事の廃棄物処理にかかる帳票類（計量伝票、マニフェスト伝票等）

その他

詳しくは、市ホームページをご覧ください。
https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372403/index.html

▲目次へ戻る

3-4　新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1　開発許可申請等に係る手数料免除

開発指導課　096-328-2507

令和８年熊本地震によって被災した建築物等を移転又は建替等を行う場合に、開発許可又は宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除します。

対象となる方

今回の地震による建築物のり災証明書の発行を受けた者で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う者

① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。

② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。

③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

① 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第２９条）
※ 非自己用を除く。

② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第４２条第１項ただし書き）

③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第４３条）

④ 宅地造成工事許可申請手数料（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条）

お手続き

■申請受付窓口

開発指導課　096-328-2507

■受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く）　８時３０分から１７時１５分

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※ 手数料免除申請書は本市ホームページに掲載しております。

■お問合せ先

開発指導課　096-328-2507

3-4-2　建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

建築指導課　建築審査室　096-328-2516

地震災害により滅失又は破損した建築物等について、その災害の発生した日から１年以内に、建築・大規模の修繕・模様替えをするときは、建築確認申請等、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）申請等の手数料を免除します。

※対象となる申請等は、熊本市へ申請される場合のものです。

対象となる申請等

- 建築確認申請
- 中間検査申請
- 完了検査申請（省エネ適判完了検査の追加含む）
- 法第７条の６の規定に基づく仮使用の認定申請
- 法第 43 条第２項第１号の規定に基づく建築の認定申請
- 法第 43 条第２項第２号の規定に基づく建築の許可申請
- 法第 85 条第６項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請
- 省エネ適判申請
- 計画変更に係る省エネ適判申請
- 省エネ適判申請の軽微変更該当証明書交付申請

お手続き

■申請受付窓口

建築指導課　建築審査室　096-328-2516

■受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く）　８時３０分から１７時１５分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- 手数料免除申請書
- り災証明書の写し

■お問合せ先

建築指導課　建築審査室　096-328-2516

▲目次へ戻る

3-5　住まいに関する相談

3-5-1　被災した空き家の活用・相続等に関する相談

空家対策課　096-328-2514

被災した空き家についてのお困りごとを、法律や不動産の専門家である「空家等管理活用支援法人」へ無料で相談できます。

対象となる方

- 令和８年熊本地震により被災した空き家の所有者又は相続人の方
- 熊本市内の空き家の所有者又は相続人の方
- 熊本市内の今後空き家となる可能性がある住宅の所有者又は相続人の方

電話相談

■全国空き家アドバイザー協議会　熊本支部

・被災した空き家について何から手を付ければよいか相談したい
・建物を修理すれば使えるのか解体した方が良いのか相談したい

【電話番号】096-351-1876

【法人の特徴】

建築・不動産・法律等の専門家が連携し、被災した空き家に関する相談に応じます。修理、解体、管理、売却、利活用などの課題を整理しながら、所有者の意向に沿った今後の方向性を一緒に考え、ワンストップで支援します。

■株式会社 あかりテラス

・相続人・登記の整理から、不動産の売却、活用、解体などを一括して相談したい
・相続や登記の手続きを相談したい

【電話番号】096-285-7567

【法人の特徴】

相続不動産に特化し、併設の司法書士事務所と連携しながら、相続対策や相続手続き、売却・活用を支援します。不動産の無料査定・売却方法の提案・解体についても相談できます。

窓口相談

■開設場所

① 城南まちづくりセンター３階　（熊本市南区城南町宮地 1050 番地）
② 本庁舎９階（空家対策課）　（熊本市中央区手取本町 1-1）

▲目次へ戻る

■開設日程

①（城南窓口）令和８年９月９日（水）～毎週水曜日（祝日除く） ※終了日未定

②（本庁窓口）令和９年３月末まで毎週水曜日（祝日除く）

■時間

午後１時から４時まで（1 組あたり 45 分以内）

■予約

予約不要です。（先着順で対応いたします）

■相談機関：熊本市空家等管理活用支援法人

①（城南窓口）　・地域再生・百年ライフサポート協会　羅針盤

②（本庁窓口）　・地域再生・百年ライフサポート協会　羅針盤

・全国空き家アドバイザー協議会　熊本支部

・株式会社 あかりテラス

■相談内容

相続や売却、管理、活用方法などのお悩みに対し、一貫して丁寧にサポートします。

注意事項

相談は無料ですが、専門家への相談の結果、登記、相続手続、不動産仲介、解体、家財整理等の業務を依頼される場合は、その内容に応じて費用が発生します。

■お問合せ先　　空家対策課　096-328-2514

▲目次へ戻る

４．生活面への支援

4-1　生活必需品等の支給

4-1-1　被服、寝具その他生活必需品の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和８年熊本地震により被災された方に、被服、寝具その他生活必需品の支給を行います。

対象となる方

令和８年熊本地震により住居が床上浸水、半壊又は全壊の被害を受けた方のうち、生活必需品の喪失などにより日常生活を営むことが困難な方

■支給の限度額

家屋の被災状況及び世帯人員数により、次の金額の範囲内での支給になります。

区分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	１人増すごと加算
全壊	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
半壊	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円

※区分の半壊には、大規模半壊、中規模半壊及び床上浸水を含みます。

■支給品一覧

品　名	金　額	品　名	金　額
男性用肌着（半袖２枚）	1,030円	女性用肌着（キャミソール又はノースリーブ２枚）	1,040円
男性用トランクス（1 枚入り）	550円	男性用トランクス（2 枚入り）	770円
女性用ショーツ（1 枚入り）	550円	女性用ショーツ（2 枚入り）	770円
男性靴下（1 足）	520円	女性靴下（1 足）	360円
寝具(敷き布団、掛け布団等６点シングルセット）	6,050円	タオルケット（シングル）	1,100円
フェイスタオル（5 枚入り）	660円	トイレットペーパー（12 個入り）	500円
ティッシュペーパー（5 個入り）	220円	紙おむつ（子供用）※パンツタイプ	1,170円
紙おむつ（子供用）※テープタイプ	1,460円	紙おむつ（大人用）※パンツタイプ	1,800円

▲目次へ戻る

紙おむつ（大人用）※テープタイプ	1,800円	やかん（2.3Ｌ） IH 対応	1,200円
両手鍋（20ｃｍ） IH 対応	1,400円	フライパン（26ｃｍ） IH 対応	1,000円
包丁	980 円	まな板	700 円
茶碗	300 円	箸	300 円
バケツ（8Ｌ）	500 円		

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

以下の申込フォームから、電子申請でも受け付けています。

・電子申請「LoGo フォーム」

（URL） https://logoform.jp/form/TGU5/1738602

※電子申請についてのお問い合わせは、健康福祉政策課までお願いします。

（TEL：096-328-2340）

■受付時間

午前９時～午後４時　　月～金曜日（祝日除く）

■申込期限

令和８年（2026 年）９月３０日（水）まで

※延長する方向で、国（内閣府）と協議中です。

■必要なもの

・申請書

・り災証明書（住家）※写しで可

・委任状及び代理人の身分を証明するもの（代理人が別世帯の場合）

■お届け方法

・申請受付後、商品を配送いたします。

※申請から配送まで１カ月ほどかかります。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312　　[東　区福祉課] 096-367-9127

[西　区福祉課] 096-329-5403　　[南　区福祉課] 096-357-4129

[北　区福祉課] 096-272-1118　　[健康福祉政策課] 096-328-2340

4-1-2　ストーマ用品の無償提供

障がい福祉課　096-361-2519

ストーマ用品セーフティネット連絡会では、家屋の倒壊等によりストーマ用品の入手が困難になったストーマ保有者の方々に、約１か月分のストーマ用品の無償提供を行います。

対象となる方

災害発生時に家屋倒壊等でストーマ用品の持ち出しや入手が困難になったストーマ保有者

免除期間

災害発生から約１カ月

お手続き

ご利用されているストーマ用品販売店へご相談してください。

概要

災害発生から約１カ月において、ストーマ用品を無料提供いたします。
原則として被災地内のストーマ用品取扱店に依頼し、在庫の中からできうる限りのストーマ用品を対象となるストーマ保有者等へ提供して頂きます。

■お問合せ先　ご利用されているストーマ用品販売店へご相談ください。

※販売店の連絡先が不明の場合は、下記販売会社へご相談ください
ストーマ用品セーフティーネット連絡会 会員会社一覧（五十音順）

アルケア株式会社	TEL：0120-770-175 （代表）
イーキンジャパン株式会社	TEL：03-6229-3830 （代表）
コロプラスト株式会社	TEL：0120-664-469 （代表）
コンバテック ジャパン株式会社	TEL：03-6832-9900 （代表）
ソルブ株式会社	TEL：045-773-7787 （代表）
株式会社ホリスター(ホリスター・ダンサック)	TEL：0120-032-950 （代表）

※ 電話による連絡ができない場合には、メールでご相談ください。
Mail： titou@alcare.co.jp

▲目次へ戻る

4-1-3　スポットクーラーの貸与

健康福祉政策課 096-328-2340

令和８年熊本地震による住家の全壊、半壊等により冷房器具を失った世帯で、在宅での避難生活をするにあたり、熱中症及び脱水症状等の健康被害を防止することが特に必要とされる場合、災害救助法に基づき生活必需品（スポットクーラー）を貸与します。

対象となる方

令和８年熊本地震により、住家が全壊、半壊（準半壊は含まない。）の被害を受けた方で、次の①②の条件をすべて満たす方

①災害に起因して冷房器具を失った世帯であること

②在宅での避難生活に直接必要な冷房器具であること

※住家を訪問して、現場を確認する場合があります。

区分	対象の可否
全壊	○
大規模半壊	○
中規模半壊	○
半壊	○
準半壊	×
準半壊に至らない（一部損壊）	×

お手続き

■申請方法

以下の申込フォームから、電子申請で受け付けています。

・電子申請「LoGo フォーム」

（URL）https://logoform.jp/form/TGU5/1737501

■必要なもの

電子申請に添付してください。

（ア）り災証明書

（イ）被害を受けた冷房器具の写真（室内機又は室外機の目視可能な面（正面、右側面、左側面、上面）を設置されている壁面とともに撮影した写真）

■注意事項

- 貸与期間は、令和８年（2026 年）10 月 31 日までです。
- 応急的に設置する必要があり、設置工事等が不要で直ちに使用することが可能な可搬式のものとして、熱中症予防が必要な期間、当該世帯に貸与することになっています。あくまでも貸与ですので、期限がきた場合は返却していただきます。
- 市が契約したレンタル業者がお届けします。申請書記載の世帯主の氏名、住所及び電話番号等は、スポットクーラーの手配を行うに当たって、レンタル業者に提供いたします。
- 大きさ：幅 395mm、奥行 450mm、高さ 990mm（冷気ダクトは除きます。）
- 排熱口からの室内の暖かい空気を、屋外に排出する必要があります。アルミジャバラを取り付けて、排出することになります。
- 電気代は、１時間当たりおおよそ 26.97 円で、自己負担になります。

■お問合せ先

健康福祉政策課 096-328-2340

4-2　ごみの処理について

4-2-1　地震で被害を受けたごみの収集について

廃棄物計画課　096-328-2359

この度の地震被害に伴う災害ごみについて、令和８年（２０２６年）10月31日（土）まで以下のとおり特別収集を行います。

対象となる方

熊本市内にお住まいの方

対象となるもの

45ℓ の袋に入る大きさのごみ

お手続き

地震で被害を受けたものに限り、燃えるもの・燃えないものに分けて、45ℓ 以下の透明ごみ袋に入れて、普段ご利用のごみステーションに通常のごみとは分けて出してください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372079/index.html

4-2-2　地震で被害を受けた大型ごみ、家電４品目の回収について

廃棄物計画課　096-328-2359

この度の地震被害に伴う災害ごみについて、以下のとおり令和８年（２０２６年）10月31日（土）まで特別収集を行います。

対象となる方

熊本市内にお住まいの方

対象となるもの

大型ごみ（たんす・食器棚など）、
家電４品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

お手続き

地震で被害を受けたものについては、交通に支障が生じない場合に限り、普段お使いのごみステーションに出すことができます。
ごみステーションに出すのが困難な方は、事前にごみゼロコール（0570-00-5374）に申し込みをしていただくことで、無料で回収を行います。（大型ごみ処理券は不要）なお、お申込みについては、インターネットでも受け付けております。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。
https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372343/index.html

災害大型ごみの申込みフォーム

https://logoform.jp/f/BkVyj

家電４品目の申込みフォーム

https://logoform.jp/f/yHV6U

▲目次へ戻る

4-2-3　地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について

廃棄物計画課　096-328-2359

地震災害ごみは直接市の施設（東部・西部環境工場、扇田環境センター）に持ち込むことができます。持ち込まれる地震災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

災害ごみの種別	持ち込み先	住所	電話	受入時間
燃えるもの	東部環境工場	東区戸島町 2570 番地	380-8211	月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西区城山薬師 2 丁目 12-1	329-0900	
燃えないもの	扇田環境センター	北区貢町 1567 番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

対象となるもの

地震により壊れたり被害を受けたごみで、熊本市内で発生したもの。
※リサイクルできないもので、市のごみ処理施設で受け入れられるもの。
※事業所から出た災害ごみの手続きは、家庭ごみと一部異なります

お手続き

以下の書類をお持ちの上、申請窓口にてお手続きをお願い致します。
（1）り災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】
（2）持ち込む廃棄物の写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】
（3）委任状（委任者の押印が必要）【該当する場合】
※申請手続きを、り災された本人や事業者の代わりに、代理人（片付けを手伝われている友人やごみ収集運搬業者等）が行う場合に必要
※搬入車両の車番と各施設への搬入回数を受付時にお聞きしますので、必ず控えてお越しください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。
https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372079/index.html

■申請受付窓口

災害廃棄物に関する問合せは下記にお願いします。
（1）廃棄物計画課　　（電話：096-328-2359）
（2）中央区役所総務企画課（電話：096-328-2610）
（3）東区役所総務企画課　（電話：096-367-9121）
（4）西区役所総務企画課　（電話：096-329-1142）

▲目次へ戻る

（5）南区役所総務企画課　（電話：096-357-4112）
（6）北区役所総務企画課　（電話：096-272-1112）
臨時窓口　※令和８年（２０２６年）10 月 31 日（土）まで開設。
［ごみ焼却施設］（被害を受けたごみのうち燃えるものの持ち込み先）
（7）東部環境工場　（電話：096-380-8211）
（8）西部環境工場　（電話：096-329-0900）
［埋立施設］（被害を受けたごみのうち燃えないものの持ち込み先）
（9）扇田環境センター　（電話：096-245-2696）

■受付時間

上記申請窓口の（1）～（6）は月曜日～金曜日の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで、（7）～（9）は月曜日～土曜日の午前８時 30 分から午後４時 30 分まで

▲目次へ戻る

4-2-4　事業所からの災害ごみの処分費用減免

事業ごみ対策課　096-328-2362

事業所からの災害ごみについては、一般家庭のものと取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

原則として市施設で受け入れ可能なものに限ります。

市施設でのごみ処理手数料が減免の対象になります。なお、収集運搬費は減免対象ではございません。

減免の対象となる災害ごみ

〇可燃性のごみ（リサイクルできないもの）
〇不燃性のごみ（埋立ごみ、業務で使用していた小型家電類など）
〇業務で使用していた家電４品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）

事前確認

事業ごみ対策課で、減免できる災害ごみを確認後、減免申請窓口へのご案内を行います。処分したい災害ごみの内容及び量を把握のうえ、まずは、お問い合わせください。

■受付期間

７月３０日（木）８時３０分～

■事前相談先

事業ごみ対策課（電話：096-328-2362）
所在地：中央区手取本町 1-1　本庁７階
メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

■相談時に必要なもの

り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真
廃棄したい災害ごみの写真
※家電４品目については、製造業者（メーカー）及び型式・型番を確認する必要があるため、把握のうえご相談ください。
※メールでご相談される場合は、その後の連絡を円滑に行うため、事業所名、事業所の所在地、連絡先の記載を必ずお願いいたします。

申請手続き

（１）可燃性のごみ、不燃性のごみについて

■申請の受付窓口

①廃棄物計画課　（電話：096-328-2359）
②中央区役所総務企画課　（電話：096-328-2610）
③東区役所総務企画課　（電話：096-367-9121）

▲目次へ戻る

④西区役所総務企画課　　（電話：096-329-1142）
⑤南区役所総務企画課　（電話：096-357-4112）
⑥北区役所総務企画課　（電話：096-272-1112）

【臨時窓口】※令和８年（２０２６年）10月31日（土）まで開設。
⑦東部環境工場　　（電話：096-380-8211）
⑧西部環境工場　　（電話：096-329-0900）
⑨扇田環境センター　　（電話：096-245-2696）

①～⑥は月曜日～金曜日の午前８時30分から午後５時15分まで、
⑦～⑨は月曜日～土曜日の午前８時30分から午後４時30分まで

■申請時に必要なもの

- り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）
- 搬入する災害ごみの写真（事業ごみ対策課にて事前確認を受けた写真）
- 搬入に使用するすべての車両のナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇-〇〇）
- 搬入予定回数
- 委任状（代理人が申請する場合　委任者の押印が必要）

■持ち込み先

- 可燃性のごみ　　：西部環境工場、東部環境工場
- 不燃性のごみ、小型家電製品類：扇田環境センター

■受入期間

月曜日～土曜日　午前８時３０分～午後４時３０分

■その他
詳しくは市ホームページをご覧ください。
https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372073/index.html

（２）業務で使用していた家電４品目について

■申請の受付窓口　※令和８年（２０２６年）10月30日（金）まで受付。
事業ごみ対策課（電話：096-328-2362）
所在地：中央区手取本町1-1　本庁７階
メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp
月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分

■申請時に必要な書類・確認させていただく内容

①家電４品目特別搬入証交付申請書
- 搬入に使用するすべての車両ナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇ー〇〇）及び

▲目次へ戻る

搬入回数
・搬入を許可業者に委託する場合は許可業者名など
②搬入品目一覧表
※搬入したい家電４品目の製造業者（メーカー）及び型式・型番を記載

③搬入する家電４品目の写真
※一点ずつ撮影したもの。
※②搬入品目一覧表の No.を写真にご記載ください。
（メール添付の際はファイル名を No.にしてください）
④り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）
⑤委任状（代理人が申請する場合　委任者の押印が必要）

■申請方法
窓口への持参、郵送、電子メールなど

■持ち込み先
東区戸島町 1489

■搬入期間
８月４日（火）から 11 月 20 日（金）
月曜日～金曜日　午前９時～午後５時　※祝日は除く

■搬入時に必要なもの
① 特別搬入証（窓口で交付）
② 搬入品目一覧表（①の裏面に印刷）

■その他
詳しくは市ホームページをご覧ください。
https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372114/index.html

▲目次へ戻る

4-2-5　ブロック、瓦等のがれき撤去について

廃棄物計画課　096-328-2359

この度の令和８年熊本地震被害で発生したブロック、瓦等のがれきについて、以下のとおりがれきの撤去を無料で行います。

※令和８年（２０２６年）10月31日（土）まで受付。

対象となるもの

（1）ブロック塀（2）瓦（3）門柱
（4）コンクリート片（5）石材（6）混在物（7）その他

※対象外となるもの
解体が必要なもの、令和８年熊本地震以外で発生したもの

※撤去ができないもの
石綿（アスベスト）など危険物を含むもの、数メートルにわたるブロック塀など作業員での収集が困難なもの

お手続き

■受付窓口

（1）廃棄物計画課　　（電話：096-328-2359）
（2）中央区役所総務企画課（電話：096-328-2610）
（3）東区役所総務企画課　（電話：096-367-9121）
（4）西区役所総務企画課　（電話：096-329-1142）
（5）南区役所総務企画課　（電話：096-357-4112）
（6）北区役所総務企画課　（電話：096-272-1112）

※受付時間は月曜日から金曜日の午前８時30分から午後５時15分まで（祝日を除く）です。

■必要なもの

（1）　災害がれき撤去依頼書
（2）ブロック塀、屋根などり災の全体の状況が分かる写真（コピー印刷も可）
（3）撤去を依頼するがれき等の写真（コピー印刷も可）
（4）　委任状（来庁者が依頼者でない場合）
（5）　災害がれき撤去承諾書（依頼者が被災所在地の所有者でない場合）

※（2）・（3）は、依頼者等が収集立ち合い不可の場合に必要となります。
※（4）は来庁者が依頼者でない場合に必要となります
※（5）は依頼者が被災所在地の所有者でない場合に必要となります
※電話受付の場合は、上記の必要書類を送付します。書類が届き次第、ご提出をお願いします。

▲目次へ戻る

■依頼から処理完了までの流れ

（1）受付窓口へ来庁又は電話にて相談・受付

（2）受付窓口へ必要な書類の提出

（3）後日、依頼者へ事前調査・収集日等の連絡

※調整に時間を要すため、実際の収集時期は未定です。あらかじめ御了承ください。

（4）対象がれき等の収集運搬

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372176/index.html

4-3　飲用井戸水の検査について

4-3-1　災害時における飲用井戸水等の水質検査

環境総合センター　096-379-2511

市内において地震により、飲用している井戸に被害があった世帯に対して、飲用井戸水の水質検査を実施します。地震で被災した井戸の水は、濁りなど水質が変化している可能性があります。検査結果が確認されるまでは、市販のミネラルウォーター等で対応してください。

対象となる方

被災された個人住宅で井戸水を飲用水としている世帯（上水道の未給水世帯に限る）

お手続き

■検査の予約・持ち込み先

熊本市環境総合センター　熊本市東区画図町所島４０４－１
電話番号　096-379-2511
月曜日～金曜日（祝日除く）午前８時 30 分から午後５時まで
※必ず事前に電話でご予約をお願いします。

■井戸水の持ち込み時間

月曜日～金曜日（祝日除く）午前８時３０分から午後３時まで
※詳細は検査予約の際にご案内します。

■必要なもの

（１）井戸水
〇専用の採水容器を熊本市環境総合センターでお渡ししますので、その容器に検査する井戸水を入れてご持参ください。
※容器を取りに来られない方は未開封のミネラルウォーターのペットボトル（500mL を２本）を空にして当日の井戸水を採取してください。
※詳しい採水方法は、ご予約時にご案内します。また、熊本市ホームページ「災害時における飲用井戸水等の水質検査について」にも採水方法を掲載しています。
https://www.city.kumamoto.jp/kiji00365823/index.html

（２）次のうち、いずれか一つご持参ください。
り災証明書（住家）
被災が確認できる写真等

▲目次へ戻る

■検査料

無料

■検査内容

・化学的検査

・細菌学的検査　計 10 項目

■結果の通知

受付から概ね７日程度

※自宅へ郵送します。電話での問い合わせにも対応します。

■お問合せ先

環境総合センター　　096-379-2511

4-4　飲料水の供給に関すること

4-4-1　住宅用井戸の不具合の原因調査（洗浄等）

水保全課　096-328-2436

令和８年熊本地震により住宅の井戸が被災し、井戸の不具合により飲み水が確保できない方を対象に、井戸の不具合の原因調査を行います。

対象となる方

以下の全ての要件を満たす方（世帯）

- 令和８年７月28日時点で本市に住宅用井戸を所有する方
  ※事業用井戸や農業用井戸は対象外
- 水道（上水道）未契約の方
- 令和８年熊本地震による井戸の不具合（水が出ない・濁る等）により、飲み水が確保できない方

支援内容

【調査の内容】

- 井戸の中に空気を送り込み泥や砂を除去、洗浄した上で、井戸内の不具合を調査します。
- 調査時間は１日程度です。
- 調査結果は施工業者から井戸の所有者へ説明します。

【注意事項】

- 井戸やポンプの修理、水質検査を行うものではありません。
- 原因調査（洗浄等）を実施する中で、井戸の不具合が解消する場合があります。
- 井戸が建物の内部又は下部にある、舗装されて井戸が確認できないなど、状況によっては原因調査を実施できない場合があります。
- 井戸所有者の調査費用の負担はありません。

お手続きの流れ

①　まずは、以下のいずれかの方法で事前のアンケート調査へのご回答をお願いいたします。
※既にアンケートにご回答いただいた方については、順次制度のご案内を開始しておりますので、再度ご回答いただく必要はありません。

（1）　WEB（スマートフォン・PC）での回答
以下 URL からアクセス、または右の二次元コードを読み取ってください。

▲目次へ戻る

専用フォームから 24 時間回答できます。
https://logoform.jp/form/TGU5/1767407

（2） お電話での回答
熊本市役所 水保全課
電話番号：096-328-2436
受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分

② ①のアンケート調査にご回答いただいた方のうち、支援対象となる可能性のある方については、原因調査（洗浄等）ができるかを確認するため、ご自宅に伺い現地踏査を行います。

③ 現地踏査の結果、原因調査（洗浄等）が可能と判断された場合は、市の委託業者から日程調整の連絡を行い、原因調査（洗浄等）を実施します。

※原因調査（洗浄等）ができない、又は原因調査（洗浄等）を行っても井戸の機能が回復しない場合は、井戸の応急修理制度を活用できる場合があります。（3-2-9 被災した住宅用井戸の応急修理 を参照）

■申請期限
令和８年１０月２７日（火）
※今後、国と協議のうえで期限を延長予定です。

■お問合せ先
水保全課 096-328-2436

▲目次へ戻る

4-5　通学に関すること

4-5-1　被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可

教育委員会学務支援課　096-328-2716

令和８年熊本地震にてり災された児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について、以下のように対応を行います。

対象となる児童生徒

地震被害により居住地を離れて避難されている児童生徒で、熊本市立小・中学校への通学を希望される方。

お手続き

■指定校変更・区域外就学許可

下記のような場合において、申し立てに基づき期間等を相談の上、許可を行います。

①市内間で校区外に転居した場合
②市外へ転居した場合
③市外から転入した場合

■申請受付窓口

教育委員会事務局　学務支援課　就学班　096-328-2716

■受付時間

午前８時３０分～午後５時１５分　月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■必要なもの

・熊本市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸契約書・同居証明書など）
・児童生徒本人と保護者を確認できるもの（マイナンバーカードなど）
・り災証明書等（コピー可、後日提出可）

▲目次へ戻る

4-6　生活に関することについて

4-6-1　消費生活相談

熊本市消費者センター　　096-353-2500

今回の令和８年熊本地震に伴い、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

■熊本市消費者センター
相談ダイヤル　096-353-2500
相談日　月曜日～金曜日　（祝日、年末年始を除く）
時　間　午前９時～午後５時
※面談は事前予約制

ホームページ記事「災害に便乗した悪質商法にご注意ください」もご覧ください。
https://www.city.kumamoto.jp/kiji00357141/index.html

▲目次へ戻る

4-6-2　こころの健康相談

こころの健康センター　096-366-1171

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、以下の電話や SNS にて受け付けております。

対象となる方

熊本市民

電話相談窓口

- こころの健康センター（ウェルパルくまもと３階）
  096-362-8100　　平日　午前９時～午後４時
- 熊本こころの電話
  096-285-6688　　年中無休　午前 11 時～午後６時 30 分
- 熊本いのちの電話
  096-353-4343　　年中無休　24 時間
  0120-783-556　　年中無休　午後４時～午後９時
- よりそいホットライン
  0120-279-338　　年中無休　24 時間

SNS 相談窓口

■こころの悩み相談@連携中枢都市圏

- 傾聴 AI への相談：24 時間 365 日
- 専門相談員への相談：毎週火曜日・日曜日（12 月 29 日～1 月３日を除く）
  午後６時～午後 10 時
- 相談方法

専用二次元コード（WEB）

https://chat.ziai.jp/organization/cbafb13d-247e-4d2e-974d-2dc67ce55e46

LINE アカウント

https://line.me/R/ti/p/@355klbvn
LINE アプリの「友だち追加」の「検索」で ID：【@355klbvn】 を検索し、友だちに追加してください。

▲目次へ戻る

4-6-3　こどもたちの心のケア

教育委員会総合支援課　096-328-2743

令和８年熊本地震等により、不安や孤独を感じるなど、様々な心身の変化が生じた市立小学生や市立中学生およびその保護者に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行います。

対象となる方

市立小学校・中学校に在籍する児童生徒およびその保護者

お手続き

児童生徒が在籍している小学校または中学校に保護者の方がお申込みください。

■申請受付窓口

児童生徒が在籍している小学校または中学校の担任等

■受付時間

９時００分から１６時３０分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

※スクールカウンセリングは、カウンセラーの来校日に合わせた、事前予約制となっております。

■お問合せ先

（担当課名）総合支援課　（電話番号）096-328-2743

4-6-4　子育て等に関する悩みや不安を抱える方向けの相談窓口

こども支援課　096-328-2158
児童相談所　096-366-8181
妊娠内密相談センター　096-366-3060
こどもの権利サポートセンター096-366-3070
こども発達支援センター　096-366-8240

令和８年熊本地震の影響により、子育て等に関する悩みや不安を抱えておられる方向けの相談窓口です。お気軽にご相談ください。

対象となる方

子育て等に関する悩みや不安を抱える方。

お手続き

（1）こども家庭センター

各区役所保健こども課に設置の「こども家庭センター」で、妊娠期から子育て期までの各種相談に応じます。

■お問合せ先

中央区保健こども課　096-328-2419
東区保健こども課　096-367-9134
西区保健こども課　096-329-1147
南区保健こども課　096-357-4138
北区保健こども課　096-272-1128

（2）震災に関するこどもの相談

児童相談所の心理相談員が、電話で相談を受けます。
※この電話相談で、児童相談所としてケースを受理することはありません。

相談窓口	連絡先	受付時間
熊本市児童相談所	電話 096-366-8181	月～金の午前８時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日・年末年始除く）

（3）妊娠や出産、子育ての不安や悩み

妊娠や出産、不妊・不育症、からだのことなどに関するご相談をお受けしています。

▲目次へ戻る

相談窓口	連絡先
熊本市妊娠内密相談センター	電話 096-366-3060 午前８時 30 分～午後５時 15 分 ※夜間・休日は『にんしん SOS 熊本』と連携して対応します。 メール naimitsusoudan@city.kumamoto.lg.jp 24 時間受付（夜間・休日の受付分は翌営業日に対応します。）

（4）こどもホットライン

大きな地震のあと、不安になったり悲しくなったり、いつもと違う気持ちになることがあります。つらい気持ちを一人で抱えこまず、相談してください。こども本人はもちろん、保護者やまわりの方からの相談も受け付けています。

○電話：0120-273-070（無料）
※月～金曜日　午前 10 時～午後６時（祝日・年末年始を除く）

○メール：kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp

※24 時間受付（夜間・土日・祝日・年末年始の相談は、翌平日に返信。）

○相談フォーム
※24 時間受付（夜間・土日・祝日・年末年始の相談は、翌平日に返信。）
・小学４年生以上　https://logoform.jp/form/TGU5/1555628

・小学１年生～３年生　https://logoform.jp/form/TGU5/1490223

○２４時間チャット相談：https://talkme.jp/wellness/kumamoto_city

▲目次へ戻る

※リンク先からチャット相談のサイトにつながります。
連携協定を結んでいる「NPO 法人あなたのいばしょ」の相談員が対応します。

〇詳しくは、ホームページ「こどもホットライン」です をご確認ください。

（5）こども発達支援センター
０歳から 18 歳までのこどもの発達に関するさまざまな相談に応じています。
熊本市こども発達支援センター　電話：096-366-8240
受付時間：月～金の午前８時 30 分～午後５時 15 分（祝日・年末年始を除く）

4-6-5　生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ

保護管理援護課　096-328-2299

家計が苦しい、仕事が見つからない、借金がある、家賃が払えず困っているなど、生活の維持が難しいとお困りのときは、ひとりで抱え込まずに、生活自立支援センターへご相談ください。
センターは中央区、東区、南区の市内３か所にあります。西区・北区にお住まいの方は区役所での出張相談も行っておりますのでお電話ください。

相談窓口

・中央生活自立支援センター（中央区役所２階）
　096-328-2795　　平日　　午前９時～午後４時３０分
・東生活自立支援センター　（東区役所２階）
　096-367-9233　　平日　　午前９時～午後４時３０分
・南生活自立支援センター　（南区役所横雁回館）
　096-358-5571　　平日　　午前９時～午後４時３０分

▲目次へ戻る

4-6-6　感染症に関する相談

健康危機管理課　096-364-3311

健康危機管理課では、感染症に関する相談を受け付けています。

対象となる方

熊本市にお住まいの方

お手続き

■相談内容

・感染症に関すること
・避難所等での感染対策に関すること。

■相談窓口

健康危機管理課　096-364-3311

■受付時間

午前８時半～午後５時（土曜・日曜・祝日を除く）
感染症の発生動向についてのホームページもご覧ください。
熊本市の感染症発生情報／熊本市公式サイト

4-6-7　食品に関する衛生相談

食品保健課　096-364-3188

食品保健課では、食品に関する衛生相談を受け付けています。

対象となる方

・熊本市にお住まいの方
・熊本市内で営業を行う食品関係事業者等

お手続き

■相談内容

・食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒等の健康被害等に関すること
・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■相談窓口

食品保健課　096-364-3188

■受付時間

午前８時半～午後５時（土曜・日曜・祝日を除く）

▲目次へ戻る

4-6-8　ペットに関する相談

動物愛護センター　096-380-2153

動物愛護センターでは、ペットに関する相談を受け付けています。
ペットが迷子になってしまった、ペットフード等の物資が手に入らない、ペットを飼い続けることが難しくなってしまったなど、お困りのときは、動物愛護センターへご相談ください。

対象となる方

熊本市にお住まいの方

お手続き

■相談内容

- ペットの迷子に関すること
- 避難所でのペットの飼育に関すること
- ペットフードやペットシート等の物資に関すること
- ペットの飼育継続に関すること

■相談窓口

動物愛護センター　096-380-2153

■受付時間

午前８時半～午後５時（土曜・日曜・祝日を除く）

熊本市内の迷い犬、迷い猫の情報について
熊本市動物愛護センターホームページ 迷子動物情報

ペット（犬・猫）の一時預かりについて
熊本市動物愛護センターホームページ お知らせ

4-6-9　外国人の方向けの相談窓口

国際課　096-328-2070

外国人の方の生活全般について、情報提供や相談対応を行う一元的窓口です。お気軽にご相談ください。

対象となる方

在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等

お手続き

■相談窓口

熊本市国際交流会館２階（熊本市外国人総合相談プラザ）

■受付時間

会館の開館日
※休館日　第２・第４月曜日（祝日の場合は直近の平日）
午前 10 時～午後６時

■対応言語

２５言語
やさしい日本語、英語、中国語(北京語)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語、トルコ語、アラビア語、ポルトガル語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語

■連絡先

熊本市外国人総合相談プラザ
電話番号 096-359-4995　メール soudan@kumamoto-if.or.jp

▲目次へ戻る

4-6-10　無料法律相談（弁護士）

広聴課　096-328-2075

無料法律相談（弁護士）は下記で行っております。

対象となる方

熊本市に住民登録をされている方で個人の相談に限る。
（同一内容の再相談や継続相談は受けられません）

相談窓口

■相談日：月、火、水、金曜日（祝日を除く）
■時　間：午後１時～午後４時　※ 相談時間は、１人 20 分です。
■場　所：熊本市役所３階　広聴課相談室（火曜日）
　　又は　電話による相談（月、火、水、金曜日）
■予　約：相談日の２週間前の週の月曜日（祝日の場合は翌日）より先着順

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士がお答えします。
※ 専用番号へ事前に予約申込をお願いします。
※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用
096-234-7499（月、水、金曜日の電話相談）（平日午前８時 30 分～午後５時）
096-325-0020（火曜日の電話又は対面相談）（平日午前９時００分～午後５時）

▲目次へ戻る

4-6-11　日本司法書士会連合会による無料電話司法書士相談

日本司法書士会連合会

緊急相談に司法書士が対応します

このたびの地震で被害を受けた方々から、災害対応実績のある司法書士が各種相談をお受けします。

司法書士は、国民の皆様に寄り添い、支援させていただく「身近なくらしの中の法律家」です。困ったときは、まずは司法書士にお気軽にご相談ください。（一人で悩まないでください）。

対象となる方

令和８年熊本地震で被害を受けた方々

相談方法等

■実施期間：令和８年７月 31 日（金）から 10 月 30 日（金）まで
（土日・祝日を除く）※終了日は変更する可能性があります

■受付時間：午後５時から午後８時まで

■災害対応実績のある司法書士が直接お話を伺います。

【フリーダイヤル相談】

サイガイキュウキュウ（災害救急）

電話番号：０１２０－３１５１９９

■お問合せ先

日本司法書士会連合会事務局

TEL：03-3359-4171（平日９：00～17：00）　FAX：03-3359-4175

〈所在地〉〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-37　司法書士会館

〈ＨＰ〉https://www.shiho-shoshi.or.jp/

▲目次へ戻る

4-6-12　無料入浴支援事業

生活衛生課　096-364-3187

令和８年熊本地震で被災し、自宅や避難所などで入浴することが困難な方を対象に、令和８年１０月４日（日）まで協力施設での無料入浴支援を実施します。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

・避難所や車中泊などの生活をしており、入浴することができない方
・自宅で避難生活をしており、断水や入浴設備の被災などにより入浴することができない方

お手続き

〇入浴施設にご持参いただくもの

・運転免許証やマイナンバーカードなど、住所・氏名を確認できるもの。（施設で提示が必要です。）
・タオル、着替等

※無料入浴支援協力施設については、市のホームページ（下記二次元コード）をご確認ください。

■お問合せ先

生活衛生課　096-364-3187

▲目次へ戻る

4-6-13　乳児の沐浴支援

病院局　総務企画課　096-365-1711

令和８年熊本地震の影響により、ご自宅で乳児の沐浴が困難な方を対象に、熊本市民病院で沐浴支援を実施します。

対象となる方

令和８年熊本地震の影響により、ご自宅で乳児の沐浴を行うことが困難な方

お手続き

事前の電話予約制です。

ご利用を希望される場合は、必ず事前に当院へお電話いただき、予約のうえお越し下さい。

■実施場所

熊本市民病院　産婦人科外来（助産師外来）

■利用料金

無料

■予約受付時間

午前９時から午後４時まで

■ご利用にあたってのお願い

通常の外来診療と並行して実施するため、診療を必要とする患者さんへの対応を優先します。予約時間に来院された場合でもお待ちいただくことがあります。

また、予約確定後であっても、当日の診療状況や緊急対応等により、予約時間の変更をお願いする場合があります。

あらかじめご了承ください。

■お問合せ先

熊本市民病院　産婦人科外来（助産師外来）

０９６－３６５－１７２６

4-6-14　宿泊支援事業

健康福祉政策課　096-328-2340
生活衛生課　096-364-3187

令和８年（2026 年）７月 28 日に発生した熊本地震で被災し、ホテルや旅館等の宿泊施設への避難を希望される方を対象に、市内宿泊施設を提供（２次避難）し、健康状態の悪化防止や避難生活と自宅再建の両立等を支援します。

対象となる方

新規の受付は、９月２５日で終了しました。

１次避難所・車中泊・在宅避難での生活が困難な方のうち、宿泊施設での避難を希望し、宿泊施設での自立した生活が可能な方を対象とします。

※介助が必要な方は、介助者も同伴する必要があります。

なお、提供にあたっては次の配慮が必要な方を優先し、それ以外の希望される方についても施設の空室状況に応じてご案内します。

【配慮が必要な方】

- 高齢者（健康状態の悪化または不安がある方等）
- 障がい者（障がいにより、集団での避難生活が困難な方等）
- 妊産婦
- 乳幼児のいる世帯
- 医療的な配慮が必要な方（医療機器の使用や難病等の持病がある方等）
- その他特別な配慮が必要な方

宿泊施設

熊本市内の宿泊施設を市が調整のうえご案内します。

宿泊期間

ご希望の宿泊期間（生活再建等の目途がつく１週間から 10 日間程度が目安）

利用の流れ

1. 巡回する保健師または避難所担当職員へご相談ください。
2. 市が宿泊施設との調整を行います。
3. 受入れ可能な宿泊施設が決まり次第、市から宿泊先などを連絡します。
4. ご自身または介助者の支援により、宿泊施設へ移動していただきます。
5. ご希望の期間（1 週間から 10 日間程度が目安）、宿泊していただけます。

■お問合せ先

健康福祉政策課　宿泊支援チーム　096-328-2340

▲目次へ戻る

4-6-15　災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）

政策企画課　096-328-2035

一般社団法人　日本カーシェアリング協会では、日常生活や片付けなどで車両が必要な方へ無料で車両の貸出を行います（要予約申込）。

対象となる方

令和８年熊本地震で被災された方・支援活動を行う団体
※被災した法人・団体も申込可能です。
※支援活動を行う団体も申込可能ですが、被災者への対応が優先となります。
※被災地の事業を請け負う企業、医師から運転を止められている方、支援団体に所属していない個人のボランティアの方は対象外となります。
※75 歳以上の方はご家族の同意が必要です。

貸出概要

■貸出期間

貸出車の準備ができ次第、個別に連絡があります。申込時点では貸出日をお伝えできませんので、ご了承ください。
【長期】（軽・普通）乗用車　：１か月ごとの更新
【短期】（軽・小型）トラック・軽バン：最長３日間（期間中何度でも利用可）
※長期、短期ともに、令和８年 12 月 25 日までの期間となります。

■貸出場所

日本カーシェアリング協会熊本支部
住所：熊本市西区小島６丁目 10-10 小島河川防災センター内
※貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。予約申込が必要です。

■利用料金

無料
※ガソリン代は自己負担となります。満タンでご返却ください。

お手続き

貸出を希望される場合は事前に予約申込が必要です。事前の予約申込がない場合、貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。
申込をしていただいてから申込順での貸出調整となります。申込時点では貸出日をお伝えできないことをご了承ください。

▲目次へ戻る

■予約申込先

一般社団法人　日本カーシェアリング協会

（1）インターネットによる申込（受付時間：24 時間対応）

https://www.japan-csa.org/blog/archives/13936

（2）電話による申込

（受付時間：午前 10 時から午後 4 時まで※水・日・祝休み）

050-5799-4740

■貸出条件

（1）運転免許証の提示（運転する方全員分必要。申込者以外はコピー・写真可。）

（2）携帯電話の所有

（3）被災の証明（り災証明申請控え、被災状況のわかる写真等）

※携帯電話や被災を証明できるものがない場合は、以下のお問い合わせ先へご相談ください。

※支援活動を行う団体は、活動実態を証明できる広報物などの提出が必要です（（3）は不要です）。

■お問合せ先

一般社団法人　日本カーシェアリング協会　050-5799-4740

5．各種減免・支払いの猶予等

5-1　税に関すること

5-1-1 市税の減免

市民税課　096-328-2183
固定資産税課　096-328-2195

地震により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

対象となる税目

1　個人市民税

〇居住する住宅に被害を受けられた方

前年中の合計所得金額	損害の程度		
	半壊又は中規模半壊相当のとき	大規模半壊相当のとき	全壊相当のとき
	軽減又は免除の割合		
５００万円以下	２分の１	４分の３	全額
７５０万円以下	４分の１	８分の３	２分の１
1,０００万円以下	８分の１	１６分の３	４分の１

〇所有する住宅または家財に被害を受けられた方

前年中の合計所得金額	損害の程度		
	１０分の２以上１０分の４未満	１０分の４以上１０分の５未満	１０分の５以上
	軽減又は免除の割合		
５００万円以下	２分の１	４分の３	全額
７５０万円以下	４分の１	８分の３	２分の１
1,０００万円以下	８分の１	１６分の３	４分の１

〇農作物に被害を受けられた方

災害によって受けた農作物の減収による損害額が平年の収入額の１０分の３以上ある方（前年中に農業所得以外の所得が４００万円超ある方を除く）

▲目次へ戻る

前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合
３００万円以下	全額
４００万円以下	１０分の８
５５０万円以下	１０分の６
７５０万円以下	１０分の４
1,０００万円以下	１０分の２

〇死亡された方・障がい者になった方
　死亡した場合　　１０分の１０減免
　障がい者になった場合　１０分の９減免

２　固定資産税

〇著しく価値を減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）を有する方
損害の程度と減免割合は以下のとおりです。

〇土地
災害により流失、水没、埋没、崩壊等により作付不能又は使用不能となったもの

損害の程度と減免割合（土地）

損害の程度	被害面積が当該土地の面積に占める割合			
	２割以上４割未満	４割以上６割未満	６割以上８割未満	８割以上
減免割合	１０分の４	１０分の６	１０分の８	１０分の１０

〇家屋
損害の程度と減免割合（家屋）

損害の程度	当該家屋の価格において減じられた割合		
	２割以上４割未満（１）	４割以上５割未満（２）	５割以上（３）
減免割合	１０分の４	１０分の６	１０分の１０

(1)　り災証明書において、半壊・中規模半壊程度の損害を指します。
(2)　り災証明書において、大規模半壊程度の損害を指します。
(3)　り災証明書において、全壊程度の損害を指します。

▲目次へ戻る

〇償却資産

損害の程度と減免割合（償却資産）

損害の程度	当該償却資産の価格において減じられた割合			
	２割以上４割未満	４割以上６割未満	６割以上 大修理を必要とする場合	原形をとどめないとき又は復旧不能のとき
減免割合	１０分の４	１０分の６	１０分の８	１０分の１０

３　事業所税

〇事業所用家屋等が滅失又は使用不能等の被害を受けられた方

お手続き

■申請受付窓口

１　個人市民税

市民税課　096-328-2183

各区役所税務室（電話でのお問合わせは市民税課でお受けします。）

総合相談窓口（城南まちづくりセンター２階）

２　固定資産税

固定資産税課　096-328-2195

各区役所税務室（電話でのお問合わせは固定資産税課でお受けします。）

総合相談窓口（城南まちづくりセンター２階）

３　事業所税

市民税課　096-328-2173（法人課税班）

各区役所税務室（電話でのお問合わせは市民税課でお受けします。）

総合相談窓口（城南まちづくりセンター２階）

■受付時間

・本庁市民税課・固定資産税課、各区役所税務室

午前９時～午後４時 30 分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

・総合相談窓口（城南まちづくりセンター２階）

午前９時～午後５時（土曜、日曜、祝日を除く）

■電子申請

二次元コードから申請いただけます。

１　個人市民税　　２　固定資産税

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

〇個人住民税

・減免申請書
・市税の減免申請について（注意事項）
・り災証明書　※写し可
・り災証明書（農林水産業関係）　※農作物に被害を受けられた方
・災害保険金の支払額が分かる資料（見込み額でも可）※所有住宅・家財減免の方
・家財の明細書　※家財に被害を受けられた方
・農業共済等の支払明細書　※共済金等による補てんがある場合
・災害弔慰金又は見舞金の支給決定が分かるもの　※死亡・障がい者となった場合
・被害状況が分かる写真（なくても申請できます）※所有住宅・家財減免の方

〇固定資産税

・減免申請書（窓口に設置されています。）
・り災証明書　※写し可
・り災証明書（農林水産業関係）　※農地に被害を受けられた方
・被害状況の写真（撮影している場合）
・修繕などの領収書　※償却資産の場合

〇事業所税

・り災証明書（商業金融課発行）
・被害床面積のわかる平面図
・被害状況写真
・休止等に関する資料（HP 等対外的広報資料）

■申請期限

令和９年（２０２７年）３月３１日

※事業所税は納期限まで。

▲目次へ戻る

5-1-2 市税の納税の猶予

納税課　096-328-2204

地震による被害の状況により、市税の納税を猶予できる場合があります。

対象となる方

地震により被害にあった方

お手続き

■申請受付窓口

納税課　096-328-2204

■受付時間

午前９時～午後４時 30 分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

▲目次へ戻る

5-2　証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除

市民税課　096-328-2181
戸籍住民課　096-328-2031
各区役所区民課
各区役所税務室
各総合出張所（含:芳野分室）

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続き（災害により被害を受けた住家の保険金請求、災害復旧に伴う融資申請、公的支援の申請、公営住宅への入居申請等の手続き等）に使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方（ただし、⑤～⑧の証明に関しては住家にかかるり災証明の交付を受けられた方に限る。）

証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口		
	各区役所区民課	市民税課 各区役所税務室	各総合出張所 (含 芳野分室)
① 印鑑に関する証明書	○	―	○
② 住民票記載事項に関する証明書	○	―	○
③ 住民票の写しの交付	○	―	○
④ 印鑑登録証の交付	○	―	○
⑤ 所得課税証明書	○	○	○
⑥ 固定資産関係証明書	○	○	○
⑦ 納税証明書(車検用を含む)	○	○	○
⑧ 滞納がないことの証明書 滞納処分を受けたことがないことの証明書 その他の税証明書	―	○	―

▲目次へ戻る

お手続き

窓口に、り災証明書をご持参ください。※コンビニ交付は免除の対象外です。

■受付時間

午前９時～午後４時 30 分（土曜、祝日、年末年始を除く）

※中央区役所の時間外証明窓口は日曜日開設しています。請求によっては、システム等の制限により発行できない場合があります。

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）り災証明書

（2）本人確認ができるもの

（※）証明書の種類や窓口に来られた方によって、別途書類が必要な場合があります。詳細は、お問合せ先にご相談ください。

■お問合せ先

◆①～④について

中央区役所区民課	096-328-2245
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

◆⑤～⑧について

市民税課	096-328-2181
東区役所税務室	096-367-9138
西区役所税務室	096-329-1174
南区役所税務室	096-357-4143
北区役所税務室	096-272-1114

（⑤～⑦の税関係証明書は、各区役所区民課でも取得できます。）

5-2-2　マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

戸籍住民課　096-328-2067
マイナンバーカードセンター　096-277-1869

令和８年熊本地震の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。

対象となる方

令和８年７月２８日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書の交付を受けられた方

対象のお手続き

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

お手続き内容

■取扱窓口

熊本市マイナンバーカードセンター（大劇会館）
各区役所区民課マイナンバーカード特設窓口

■受付時間

	熊本市マイナンバーカードセンター（大劇会館）	各区役所区民課
受付時間	令和８年９月３０日（水）まで 月曜・火曜・木曜／９：00～16：30 水曜／９：00～18：30 日曜／９：00～15：00 令和８年１０月１日（木）から 月曜・火曜・水曜／９：00～15：30 土曜・日曜／９：00～15：00	平日／９：00～16：30
休業日	令和８年９月３０日（水）まで 金曜・土曜・祝日 第３土曜の翌日曜（システムメンテナンス日） 年末年始 令和８年１０月１日（木）から 木曜・金曜・祝日 第３土曜の翌日曜（システムメンテナンス日） 年末年始	土曜・日曜・祝日 年末年始

▲目次へ戻る

開業日・休業日について以下熊本市ホームページをご確認ください。
「熊本市マイナンバーカードセンター及び熊本市マイナンバーカード東区サテライトの休業日及び開業日について」
https://www.city.kumamoto.jp/kiji00361519/index.html

■手続き方法

マイナンバーカードの通常発行に加え、特急発行（申請から 1 週間程度で住所地へ直接カードを簡易書留（転送不要）・速達により郵送交付する方法）による手続きも可能です。

お手続きには、本人確認書類に加え、り災証明書（※）が必要となります。

（※）特急発行をご希望の場合は、り災証明書の発行日から 30 日以内に手続きをしていただく必要があります。

詳細については、熊本市マイナンバーカードコールセンターに問い合わせください。

■お問合せ先

熊本市マイナンバーカードコールセンター　　096-277-1869

▲目次へ戻る

5-2-3　パスポートの発給手数料等の減免

戸籍住民課　096-328-2031
各区役所区民課

り災証明書の交付を受けられた方について、パスポートの発給手数料等が減免されます。

対象となる方

（１）り災証明書が「全壊」から「半壊」、または「床上浸水」の方
（２）令和８年（2026年）７月２８日時点で熊本市に住民票を有している、または有していた方

お手続き

「必要なもの」をご持参の上、窓口でお手続きください。

注意事項

（１）減免できるのは、窓口申請のみです。
（オンラインからの電子申請は減免できません。）
（２）新たに発給申請をする場合、減免対象となります。
交付時に申し出て減免することはできません。
（３）手数料の還付は行いません。

■窓　　口　各区役所区民課
■申請時間　午前９時～午後４時３０分（平日のみ）
■交付時間　午前９時～午後４時30分（平日のみ）
※中央区役所のみ日曜日も交付を行います。
■必要なもの
申請時には、下記の書類等が必要です。
（１）り災証明書（原本）
（２）住民票の写しまたは戸籍の附票の写し（原本）
（３）通常の申請に必要な書類一式（写真、戸籍謄本、本人確認書類　等）
※パスポート発給手数料の減免申請をする方は、パスポート申請に必要な戸籍謄本や住民票の写しなどの公的証明書の交付手数料も免除されます。

■お問合せ先

中央区役所区民課	096-328-2238	東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503	南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900		

▲目次へ戻る

5-3　水道料金・下水道使用料等

5-3-1　水道料金及び下水道使用料の減免

上下水道局料金課　096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

【減免内容】

① り災後も継続して水道等を使用している方

ア　偶数月検針（東部地区）の方

令和８年９月及び１０月請求分を減免。

イ　奇数月検針（旧富合町・城南町を含む西部地区）の方

令和８年１０月及び１１月請求分を減免。

② り災後水道等の使用を中止した方

ア　偶数月検針（東部地区）の方

令和８年７月２８日に遡り水道等の使用を中止し、令和８年６月定期検針日から７月２８日までの請求分を減免。

イ　奇数月検針（旧富合町・城南町を含む西部地区）の方

令和８年７月２８日に遡り水道等の使用を中止し、令和８年７月定期検針日から７月２８日までの請求分を減免。

対象となる方

住家が準半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■必要なもの

り災証明書（住家）※写し可

り災証明書を上下水道料金支払窓口へ持参、郵送、メールのいずれかの方法でご提出ください。

【持参の場合】

次のいずれかの上下水道料金支払窓口へご持参ください

（受付：平日午前８時 30 分～午後５時 15 分）

・熊本市上下水道局１階料金窓口	熊本市中央区水前寺６丁目 2-45
・熊本市役所（中央区役所内）１階	熊本市中央区手取本町 1-1
・西部公民館（西区役所内）１階	熊本市西区小島 2-7-1
・北部まちづくりセンター1 階	熊本市北区鹿子木町 66
・城南まちづくりセンター3 階	熊本市南区城南町宮地 1050

▲目次へ戻る

【郵送の場合】
送付先：〒862-8620 熊本市中央区水前寺６丁目 2-45
熊本市上下水道局料金課 宛

【メールの場合】
メールアドレス：suidouryoukin@city.kumamoto.lg.jp

※ 郵送、メールで提出される場合は、「水せん番号 CD」及び「昼間連絡の取れる電話番号」をメール本文やメモ紙などにご記入のうえ、お送りください。
「水せん番号 CD」が分からない場合は、水道を使用されている場所の住所、使用者名をご記入ください。

■お問合せ先
上下水道局料金課（お客様センター） 096-381-1118

▲目次へ戻る

5-3-2　農業集落排水処理施設使用料の減免等

北東部農業振興センター農業振興課　096-272-1117
西南部農業振興センター農業振興課　南農業振興室　0964-28-3115

被災された方の農業集落排水処理施設使用料を減免します。

対象となる方

住家が準半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

【減免内容】

①り災後も継続して水道水等を使用している方
令和８年１０月及び１１月請求分を減免。

②り災後水道水等の使用を中止した方
令和８年７月２８日に遡り水道水等の使用を中止し、令和８年７月定期検針日から７月２８日までの請求分を減免。

お手続き

■申請受付窓口

●北区植木町（田底中部地区、山東東部地区）にて使用されている方
北東部農業振興センター農業振興課（北区役所内）

●南区城南町（塚原藤山地区、鰐瀬陳内地区）にて使用されている方
西南部農業振興センター農業振興課
南農業振興室（城南まちづくりセンター内）

■受付時間

平日：午前８時 30 分～午後５時 15 分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。
・り災証明書（住家）　※写し可

■お問合せ先

北東部農業振興センター農業振興課　096-272-1117
西南部農業振興センター農業振興課　南農業振興室　0964-28-3115

▲目次へ戻る

5-4　医療費・保険料・年金

5-4-1　定期予防接種の対象期間の延長

感染症予防課　096-364-3189

令和８年熊本地震により被災し、やむを得ない事情により定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方について、公費負担による接種機会を確保します。

対象となる方

熊本市に住民票がある方で震災発生により、やむを得ず定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方。

対象期間

令和８年７月29日（水）から２年間

※高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹については、１年間

※ロタウイルスワクチン、RS ウイルスワクチン、インフルエンザワクチン及び新型コロナウイルスワクチンは対象外です

※五種混合・四種混合ワクチンは 15 歳まで、結核（BCG）ワクチンは４歳まで、ヒブワクチンは 10 歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは６歳までの年齢制限があります

お手続き

該当となられる場合は、り災証明書（コピー可）を取得の上、感染症予防課へご連絡ください。

感染症予防課　096-364-3189

▲目次へ戻る

5-4-2　国民健康保険料の減免

国保年金課　096-328-2290
各区役所区民課

令和８年熊本地震により支払いが困難になった国民健康保険の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

次の要件①～⑤のいずれかに該当する国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯

要件	被害状況		対象保険料の減免
①	主たる生計維持者が「居住する住宅」に損害を受けた世帯		
		全壊	全額
		大規模半壊・中規模半壊・半壊	半額
②	「主たる生計維持者」が、地震による被害で死亡した、または重篤な傷病を負った世帯		全額
③	「主たる生計維持者」または「被保険者」が、地震による被害で行方不明となった世帯		全額
④	主たる生計維持者の「事業・不動産・給与」のいずれかの収入が、 ①前年より３割以上減る見込み ②前年の合計所得が 1,000 万円以下 ③ 減る収入以外の前年所得が 400 万円以下 のすべてを満たす世帯		前年合計所得に応じ 300 万円以下：全額 400 万円以下：8/10 550 万円以下：6/10 750 万円以下：４/10 1,000 万円以下：2/10
⑤	主たる生計維持者が事業等の廃止または失業の場合		全額

※要件④または⑤に該当する場合は、非自発的失業者にかかる保険料の軽減制度が優先されます。

※公費解体等をされた場合は、全壊扱いとなります。

対象保険料

令和８年７月期から令和９年３月期までの保険料

お手続き・お問い合せ先

■申請窓口　（受付時間：平日　午前９時００分～午後４時３０分）

国保年金課　096-328-2290
東区役所区民課　096-367-9125
西区役所区民課　096-329-1198
南区役所区民課　096-357-4128

▲目次へ戻る

北区役所区民課　　096-272-6905

■郵送による申請　【送付先】
・国保年金課　　〒860-8618 熊本市中央区手取本町１番１号
・東区役所区民課　〒862-8555 熊本市東区東本町 16 番 30 号
・西区役所区民課　〒861-5292 熊本市西区小島２丁目７番１号
・南区役所区民課　〒861-4189 熊本市南区富合町清藤 405 番地３
・北区役所区民課　〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238 番地１

※郵送で申請される場合は、お住いの区役所区民課　国民健康保険担当へ申請書等をお送りください。

■必要なもの
・官公署発行の顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）
・り災証明書【住家】※写し可（①に該当する方）
・死亡診断書、死亡診断書に準じる医師の証明書若しくは医師の診断書又は行方不明者届出受理証明書など行方不明の事実を確認できる書類（②、③に該当する方）
・確定申告書の控えその他所得が減少したことが確認できるもの（廃業届など）（④、⑤に該当する方）
・公費解体等をされた方は、公費解体の決定通知等が必要になります。

■申請期限
令和９年（２０２７年）３月３１日まで（郵送の場合は当日消印有効）

5-4-3　国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除

国保年金課　096-328-2290
各区役所区民課

被災された国民健康保険医療制度の被保険者（加入者）の方が、医療機関等を受診する際に、医療機関等の窓口で次のいずれかに該当することを申告することで、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

対象となる方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

▲目次へ戻る

③　　〃　　の行方が不明である方
④　　〃　　が業務を廃止し、又は休止された方
⑤　　〃　　が失職し、現在収入がない方

※この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口で申告いただいた内容について、後日、確認することがあります。

対象となる期間

令和８年（2026 年）１１月末まで

■お問合せ先

中央区役所区民課	096-328-2278	東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198	南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905	国保年金課	096-328-2290

5-4-4　後期高齢者医療保険料の減免

国保年金課　096-328-2290
各区役所区民課

令和８年熊本地震により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

<table>
<tr><th>要件</th><th colspan="2">被害状況</th><th>対象保険料の減免</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①</td><td colspan="3">主たる生計維持者が「居住する住宅」に損害を受けた方</td></tr>
<tr><td></td><td>全壊</td><td>全額</td></tr>
<tr><td></td><td>半壊・大規模半壊</td><td>半額</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="2">世帯の「主たる生計維持者」が、地震による被害で死亡した、または重篤な傷病を負った方</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="2">世帯の「主たる生計維持者」が、地震による被害で行方不明となった方</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>④</td><td colspan="2">主たる生計維持者の「事業・不動産・給与」のいずれかの収入が、
①前年より３割以上減る見込み
②前年の合計所得が 1,000 万円以下
③減る収入以外の前年所得が 400 万円以下
のすべてを満たす方</td><td>前年合計所得に応じ
300 万円以下：全額
400 万円以下：8/10
550 万円以下：6/10
750 万円以下：４/10
1,000 万円以下 2/10</td></tr>
</table>

▲目次へ戻る

⑤	被保険者本人が主たる生計維持者ではなく、その本人が地震による被害で行方不明となった方	全額

※公費解体等をされた場合は、全壊扱いとなります。

対象保険料

令和８年７月から令和９年３月分までの保険料

申請期限

令和９年３月31日まで

お手続き

■申請受付窓口

中央区役所区民課　096-328-2278
東区役所区民課　096-367-9125
西区役所区民課　096-329-1198
南区役所区民課　096-357-4128
北区役所区民課　096-272-6905
国保年金課（郵送）096-328-2290
〒860-8601
熊本市中央区手取本町１番１号

■受付時間

平日　午前９時～午後４時30分

■申請に必要なもの

①申請書
②り災証明書（り災証明書が「住家」で発行されているもの）
③地震により、り災されたことが分かるもの等の写し
④主たる生計維持者の医師の診断書の写し
（死亡の場合は医師による死亡診断書）
⑤地震の影響により収入が減少したことがわかるものの写し
（解雇決定通知書・事業廃止決定通知書・雇用保険受給資格者証等）
⑥保険金、損害賠償等による補填額が分かるものの写し
（損害保険会社の保険金振込通知書等）
⑦令和８年中の給与支払証明書等、収入見込み額が分かるものの写し
⑧状況報告書（受付時に聞き取りを行いますので、作成は不要です。）

要件①の場合は、①・②の書類
要件②の場合は、①・③・④の書類

▲目次へ戻る

要件③の場合は、①・③・⑧の書類
要件④の場合は、①・③・⑤・⑥・⑦・⑧の書類
要件⑤の場合は、①・③・⑧ の書類
※公費解体等をされた方は、公費解体の決定通知等が必要になります。

5-4-5　後期高齢者医療制度一部負担金（窓口負担）の免除

国保年金課　096-328-2290
各区役所区民課

被災された後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）の方が、医療機関等を受診する際に、医療機関等の窓口で次のいずれかに該当することを申告することで、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

対象となる方

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　　〃　　の行方が不明である方
④　　〃　　が業務を廃止、又は休止された方
⑤　　〃　　が失職し、現在収入がない方

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口で申告いただいた内容について、後日、後期高齢者医療広域連合から、確認することがあります。

対象期間

令和８年（２０２６年）11 月末まで

■お問合せ先

中央区役所区民課	096-328-2278	東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198	南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905	国保年金課	096-328-2290

▲目次へ戻る

5-4-6　国民年金保険料の免除

国保年金課　096-328-2280
各区役所区民課
各総合出張所

国民年金第１号被保険者で、被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第１号被保険者で被災により住家・家財などに２分の１以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。
※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。
※り災証明書（コピー可）もお持ちいただければ参考にさせていただきます。

お手続き

■申請窓口
各区役所区民課、各総合出張所、熊本西年金事務所

■受付時間
９時 00 分～16 時 30 分

■必要なもの
（１）国民年金保険料免除・納付猶予申請書（窓口に用意しています）
（２）国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届（窓口に用意しています）
（３）り災証明書（コピー可）・被害金額が分かる書類（保険金等が支給された場合）
（４）本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

■お問合せ先

熊本西年金事務所	096-353-0142（自動音声案内「2」→「2」）
中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905
河内総合出張所	096-276-1111
天明総合出張所	096-223-1111

▲目次へ戻る

城南総合出張所	0964-28-3111
託麻総合出張所	096-380-3111
幸田総合出張所	096-378-0172
清水総合出張所	096-343-9161
龍田総合出張所	096-338-2231
芳野分室	096-277-2001
国保年金課	096-328-2280

5-4-7　国民健康保険料の徴収猶予

保険料収納対策課　096-328-2270
各区役所区民課

令和８年熊本地震により支払いが困難になった国民健康保険の保険料について、徴収猶予が受けられる場合があります。徴収猶予を受けるには申請が必要です。

対象となる方

次の要件①～④のいずれかに該当する国民健康保険料の被保険者（世帯主及びその世帯に属する国民健康保険被保険者）

① 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
② 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
③ 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
④ 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

対象保険料

未納保険料

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請受付窓口

保険料収納対策課　096-328-2270（市役所１階 71 番窓口）
東区役所区民課　096-367-9125
西区役所区民課　096-329-1198
南区役所区民課　096-357-4128
北区役所区民課　096-272-6905

■受付時間

平日　午前９時００分～午後４時３０分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。
（1）徴収猶予申請書
（2）財産収支状況書
（3）財産目録及び収支明細書

▲目次へ戻る

（4）給与明細書又は売上台帳等の毎月の収入が記載されたもの
（5）災害等にり災した場合にあっては、公的機関が発行するり災証明書
（6）市民税において徴収猶予を受けている場合にあっては、当該徴収猶予を受けていることを証する書類
（7）前各号に掲げるもののほか、熊本市国民健康保険条例第２４条第１項各号に掲げる事由に応じ、当該事実を証する書類

※（4）（5）（6）（7）については写し可

■お問合せ先

保険料収納対策課　096-328-2270

▲目次へ戻る

5-4-8　後期高齢者医療保険料の徴収猶予

保険料収納対策課　096-328-2270
各区役所区民課

令和８年熊本地震により支払いが困難になった後期高齢者医療保険料について、徴収猶予が受けられる場合があります。徴収猶予を受けるには申請が必要です。

対象となる方

次の要件①～⑤のいずれかに該当する被保険者及び連帯納付義務者

① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
③ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
④ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
⑤ その他熊本県後期高齢者医療広域連合長が認める特別の事情があること。

対象保険料

原則として申請日以後に到来する納期において納付すべき保険料

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請受付窓口

保険料収納対策課　096-328-2270（市役所 1 階 71 番窓口）
東区役所区民課　096-367-9125
西区役所区民課　096-329-1198
南区役所区民課　096-357-4128
北区役所区民課　096-272-6905

■受付時間

平日　午前９時００分～午後４時３０分

▲目次へ戻る

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

① の場合、官公署の発行するり災証明書等
② の場合、医師の診断書等
③ の場合、事業又は業務を休廃止していることを証明するに足りる書類、雇用保険受給証明書、確定申告書等
④ の場合、干ばつ等の災害による農作物等の不作、不漁等の事実を証明するに足りる書類、確定申告書等
⑤ の場合、広域連合長が必要と認める書類

■お問合せ先

保険料収納対策課　096-328-2270

▲目次へ戻る

5-4-9　市民税の減免に伴う特定医療費（指定難病）の自己負担上限額の減額

医療対策課　096-364-3300

指定難病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で自己負担上限額（月額）を算出します。場合によっては、自己負担上限額を減額することがあります。

対象となる方

指定難病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で、市民税の減免を受けた方

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方は、以下の窓口へご申請ください。

■申請受付窓口

各区役所福祉課

- 中央区役所福祉課　096-328-2313
- 東区役所福祉課　096-367-9177
- 西区役所福祉課　096-329-5403
- 南区役所福祉課　096-357-4129
- 北区役所福祉課　096-272-1118

■受付時間

午前９時 00 分～午後４時３０分（平日）

■必要なもの

申請時には、以下の書類が必要です。

（1）変更申請書
（2）受給者証
（3）市民税が減額されたことがわかる書類
（4）本人確認ができるもの

■お問合せ先

医療対策課　096-364-3300

▲目次へ戻る

5-5　高齢者福祉

5-5-1　介護保険料の減免

介護保険課　096-328-2347
各区役所福祉課

令和８年熊本地震により支払いが困難になった介護保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

以下のいずれかに該当する第１号被保険者（65 歳以上）の方

要件	減免事由		対象介護保険料の減免割合
①	住宅等に半壊以上の損害を受けた場合		
		全壊	全額
		大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水	２分の１ ※介護保険料所得段階１～３段階の方は全額
②	世帯の生計維持者が死亡した、障がい者となった、又は重篤な傷病を負った場合		全額
③	世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合		収入の減少率によって減免割合が異なります
④	世帯の生計維持者が行方不明となった場合		全額

減免対象となる介護保険料

令和８年７月期～令和９年３月期まで

お手続き

■申請窓口
各区役所福祉課

■受付時間
平日　午前９時～午後４時 30 分

■必要なもの
申請には、下記の書類等が必要です。

▲目次へ戻る

① の場合
・介護保険料減免申請書（区役所の窓口にあります）
・り災証明書　（写し可）

② の場合
・死亡診断書、障がい者手帳、医師の診断書等

③ の場合
・給与明細書、年金振込通知書、確定申告書の控え等、前年中の総収入金額及び本年中の総収入金額（見込額）を確認できるもの

④ の場合
・行方不明者届出受理証明書など行方不明の事実を確認できる書類

※減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

■郵送による申請
【送付先】
・中央区にお住まいの方　〒860-8618 熊本市中央区手取本町１番１号
中央区役所福祉課 高齢福祉班 宛

・東区にお住まいの方　〒862-8555 熊本市東区東本町 16 番 30 号
東区役所福祉課 高齢福祉班 宛

・西区にお住まいの方　〒861-5292 熊本市西区小島２丁目７番１号
西区役所福祉課 高齢福祉班 宛

・南区にお住まいの方　〒861-4189 熊本市南区富合町清藤 405 番地３
南区役所福祉課 高齢福祉班 宛

・北区にお住まいの方　〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238 番地１
北区役所福祉課 高齢福祉班 宛

■お問合せ先
中央区役所福祉課 096-328-2311
東区役所福祉課　096-367-9127
西区役所福祉課　096-329-5403
南区役所福祉課　096-357-4129
北区役所福祉課　096-272-1118
介護保険課　096-328-2347

▲目次へ戻る

5-5-2　介護保険サービス利用料の免除

介護保険課　096-328-2347
各区役所福祉課

令和８年熊本地震に被災された介護保険サービスの利用者の方について、介護サービス事業所の窓口で以下の①～⑤のいずれかの条件に該当することを申告することで、利用料（1～3 割負担分）が免除されます。

対象となる方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口にて口頭で申告してください。
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　　〃　　の行方が不明である方
④　　〃　　が業務を廃止し、又は休止された方
⑤　　〃　　が失職し、現在収入がない方

※この免除を受けるには、以上の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、介護サービス事業所の窓口で申告いただいた内容について、後日、確認を行うことがあります。

対象期間

令和８年（2026 年）11 月サービス利用分まで

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
介護保険課	096-328-2347

▲目次へ戻る

5-5-3　介護保険 特定福祉用具の再購入

介護保険課　096-328-2347
各区役所福祉課

令和８年熊本地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入に要する費用を支給します。

対象となる方

今回の地震により、以前に介護保険を利用して購入された特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方。

※ 購入の前に事前申請が必要です。以前購入された事業所もしくは以下の【お問合せ先】にご相談ください。

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2311	東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403	南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118	介護保険課	096-328-2347

お手続き

■申請受付窓口

中央区役所福祉課	096-328-2311	東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403	南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118		

■受付時間

平日　午前９時～午後４時 30 分

■必要なもの

申請には、下記の書類等が必要です。

- 申請書
- ケアプラン一式
- 見積書
- 購入する物のカタログ
- 破損状況が分かる写真等

※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

■対象の福祉用具

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具部分　等

※ 特定福祉用具の購入費用の上限は、同一年度で 10 万円です。

▲目次へ戻る

5-5-4　熊本市おでかけ IC カード再交付手数料の減免

高齢福祉課　096-328-2963

令和８年熊本地震により、熊本市おでかけ IC カードを紛失し、又は破損等により使用できなくなった方が再交付を申請する場合、通常の再交付手数料 1,030 円のうち 530 円を免除します。このため、申請者の負担額は、500 円（カードのデポジット相当額）となります。

対象となる方

令和８年熊本地震により、熊本市おでかけ IC カードを紛失し、又は破損等により使用できなくなった方で、カードの再交付を申請する方

※減免の対象は、令和８年熊本地震を直接の原因として紛失し、又は破損等により使用できなくなったカードの再交付に限ります。

適用期間

令和８年（2026 年）７月 28 日から令和９年（2027 年）３月 31 日まで

お手続き

お近くの区役所福祉課又は総合出張所の窓口で、熊本市おでかけ IC カードの再交付を申請してください。申請時に、地震による紛失又は破損である旨をお申し出ください。

■申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

■受付時間

平日　午前９時～午後４時 30 分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）（お持ちの方は、）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

（2）（１をお持ちでない方は、）本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

（3）カードのデポジット相当額 500 円

（4）破損等の場合は、使用できなくなったおでかけ IC カード

■お問合せ先

中央区役所福祉課 096-328-2312

東区役所福祉課 096-367-9127

西区役所福祉課 096-329-5403

▲目次へ戻る

南区役所福祉課 096-357-4129
北区役所福祉課 096-272-1118
託麻総合出張所 096-380-3111
河内総合出張所 096-276-1111
天明総合出張所 096-223-1111
幸田総合出張所 096-378-0172
城南総合出張所 0964-28-3114
清水総合出張所 096-343-9161
龍田総合出張所 096-338-2231
高齢福祉課 096-328-2963

▲目次へ戻る

5-6　障がい者・児福祉

5-6-1　障がい者の福祉用具の再給付

障がい福祉課　096-361-2519
障がい者福祉相談所　096-362-6500
各区役所福祉課

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

対象となる方

障がい者手帳をお持ちの方で、令和８年熊本地震による破損、紛失が原因で以前に給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方
※ 詳細は、【お問合せ先】にご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口
各区役所福祉課
■受付時間
午前９時～午後４時 30 分 月曜日～金曜日（祝日除く）
■必要なもの
申請時には、下記の書類等が必要です。
（1）身体障がい者手帳
（2）破損状況が分かる写真等
※その他必要書類がございますので、まずはお問い合わせください。
■対象の福祉用具

【障がい者日常生活用具】
・介護用ベッド
・入浴補助器具
・たん吸引器
・ネブライザー（吸入器）
・ストーマ装具　　など

【補装具】
・車椅子
・電動車椅子
・歩行器
・補聴器　　など

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
障がい福祉課	096-361-2519

▲目次へ戻る

5-6-2　市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額

障がい福祉課　096-361-2519
こころの健康センター　096-366-1171
こども支援課　096-328-2158

自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業を利用している又は今後利用しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で利用者負担額を算出します。場合によっては、利用者負担額を減額することがあります。

対象となる方

以下の制度を利用している方又は今後利用しようとしている方で、市民税の減免を受けた方

1．　自立支援医療（更生医療、精神通院、育成医療）
2．　補装具、日常生活用具給付事業

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方又は減免申請中の方は、以下までお問い合わせください。

■申請窓口・お問合せ先

<table>
<tr><th>対象サービス</th><th>申請窓口</th><th>お問合せ先</th></tr>
<tr><td>補装具</td><td rowspan="4">各区役所福祉課・総合出張所</td><td rowspan="3">障がい福祉課
096-361-2519</td></tr>
<tr><td>日常生活用具</td></tr>
<tr><td>自立支援医療（更生医療）</td></tr>
<tr><td>自立支援医療（精神通院）</td><td>こころの健康センター
096-366-1171</td></tr>
<tr><td>自立支援医療（育成医療）</td><td>各区役所保健こども課</td><td>こども支援課
096-328-2158</td></tr>
</table>

▲目次へ戻る

5-6-3　特別児童扶養手当などの災害特例措置

障がい福祉課　096-361-2519
各区役所福祉課

令和８年熊本地震により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の７月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給資格があり、以下のいずれかに該当する方

- 受給資格者本人の所得制限により支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
  ⇒　受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 配偶者及び扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
  ⇒　扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- 住宅、家財
- 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- 機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「り災証明書」の提出が必要です。
申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。
詳しくは、各区役所福祉課へお問い合わせください。

※　ご注意いただきたい点
災害を受けた年（令和８年）の所得について再確認を行います。
災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

▲目次へ戻る

■お問合せ先

中央区役所福祉課　096-328-2313
東区役所福祉課　096-367-9177
西区役所福祉課　096-329-5403
南区役所福祉課　096-357-4129
北区役所福祉課　096-272-1118

5-6-4　熊本市おでかけ IC カード再交付手数料の減免

障がい福祉課　096-361-2519

令和８年熊本地震により、熊本市おでかけ IC カードを紛失し、又は破損等により使用できなくなった方が再交付を申請する場合、通常の再交付手数料 1,030 円のうち、530 円を免除します。このため、申請者の負担額は 500 円（カードのデポジット相当額）となります。

対象となる方

令和８年熊本地震により、熊本市おでかけ IC カードを紛失し、又は破損等により使用できなくなった方で、カードの再交付を申請する方

※減免の対象は、令和８年熊本地震を直接の原因として紛失し、又は破損等により使用できなくなったカードの再交付に限ります。

適用期間

令和８年（2026 年）７月 28 日から令和９年（2027 年）３月 31 日まで

お手続き

お近くの区役所福祉課又は総合出張所の窓口で、熊本市おでかけ IC カードの再交付を申請してください。申請時に、地震による紛失又は破損である旨をお申し出ください。

■申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

■受付時間

平日　午前９時～午後４時 30 分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
（2）カードのデポジット相当額 500 円
（3）破損等の場合は、使用できなくなったおでかけ IC カード

▲目次へ戻る

■お問合せ先

中央区役所福祉課 096-328-2312
東区役所福祉課 096-367-9127
西区役所福祉課 096-329-5403
南区役所福祉課 096-357-4129
北区役所福祉課 096-272-1118
託麻総合出張所 096-380-3111
河内総合出張所 096-276-1111
天明総合出張所 096-223-1111
幸田総合出張所 096-378-0172
城南総合出張所 0964-28-3114
清水総合出張所 096-343-9161
龍田総合出張所 096-338-2231
障がい福祉課　096-361-2519

▲目次へ戻る

5-7　子育て・教育

5-7-1　保育所等利用者負担額（保育料）の減免

保育幼稚園課　096-328-2568
各区役所保健こども課

準半壊以上の被害を受けられた方は、災害の発生した翌日から１年間、利用者負担額（保育料）の減免を受けることができます。

対象となる方

０歳から２歳クラスを利用するお子さんの保護者のうち、災害により居住する住宅が準半壊以上の被害を受けられた方

減免の割合

被害の程度が「 全壊 」の場合　利用者負担額（保育料）：100%減免
被害の程度が「 半壊 」の場合　利用者負担額（保育料）： 50%減免
※半壊には、大規模半壊・中規模半壊を含みます。
被害の程度が「準半壊」の場合　利用者負担額（保育料）： 30%減免

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。
（1） り災証明書(コピー可)(後日提出可)
（2） 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)(後日提出可)
（3） 利用者負担額減免申請書

■申請受付窓口

保育幼稚園課または各区役所保健こども課

■受付時間

保育幼稚園課：平日　午前８時３０分～午後５時１５分
各区役所保健こども課：平日　午前９時～午後４時３０分

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

▲目次へ戻る

5-7-2 児童扶養手当の災害特例措置

こども支援課　096-328-2158

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の 10 月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
  ⇒　受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
  ⇒　扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

・住宅、家財
・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋等）
・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。
「り災証明書」をお持ちの方はご提出ください。
申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。
詳しくは、各区役所保健こども課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点
災害を受けた年の所得について再確認を行います。災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

▲目次へ戻る

5-7-3 児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免

児童相談所　096-366-8181

児童福祉法の規定に基づく、児童養護施設等や障害児入所施設への措置に関し、負担金の納入義務がある方は、申請により、負担金を減免できる場合があります。

対象となる方

納入義務者が次のいずれかに該当するとき。

(1)　住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
　※り災証明書で住家被害(半壊以上)の方

(2)　死亡者又は重篤な傷病を負った者

(3)　行方が不明である者

(4)　事業又は業務を廃止し、又は休止した者

(5)　直近３か月の収入（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による失業給付を含む。）が概ねこれまでの５０パーセント以下に減少することが明らかな者

(6)　前各号のいずれにも該当しない者であって、熊本市児童措置費負担金減免取扱要綱第３条第１項又は第２項に掲げる要件のいずれかに該当する者
　※り災証明書で住家被害(準半壊･一部損壊)の方

お手続き

■申請窓口

児童相談所

■申請期限

申請期限：令和９年３月 31 日まで

■受付時間

受付時間：平日　午前８時 30 分～午後５時 15 分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

・減免申請書
・り災証明書（写し可）

※その他状況確認のための書類をお願いする場合があります。
　詳しくは、児童相談所までお問合せください。

▲目次へ戻る

5-7-4　熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

こども家庭福祉課　096-366-3030
各区役所保健こども課

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

① 地震により住家の全半壊の被災をされた方
② 療養に１ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
③ 失職して償還が困難な方

※上記は主な事例であり、地震の影響により償還が困難となった事情を個別に確認の上、判断します。

お手続き

・熊本市母子父子相談室（午前９時 30 分～午後４時　※月曜・祝日休み）
熊本市中央区大江６丁目 1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）
096-372-1228

・各区役所保健こども課
中央区役所保健こども課　096-328-2421
東区役所保健こども課　096-367-9130
西区役所保健こども課　096-329-6838
南区役所保健こども課　096-357-4135
北区役所保健こども課　096-272-1104

■必要なもの

償還の猶予を受けるには、状況に応じ、り災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

■お問合せ先

こども家庭福祉課　096-366-3030
熊本市母子父子相談室　096-372-1228
中央区役所保健こども課　096-328-2421
東区役所保健こども課　096-367-9130
西区役所保健こども課　096-329-6838
南区役所保健こども課　096-357-4135
北区役所保健こども課　096-272-1104

▲目次へ戻る

5-7-5　公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免

教育委員会放課後児童育成課　096-328-2277

公営の児童育成クラブをご利用の方で、令和８年熊本地震により住家に被害を受けられた場合、被害の程度に応じて利用者負担金の減免を行います。

対象となる方

被害の程度が「 **全壊** 」の場合　利用者負担金：100%減免
被害の程度が「 **半壊以上、全壊未満** 」の場合　利用者負担金：　50%減免
被害の程度が「 **準半壊** 」の場合　利用者負担金：　30%減免
※おやつ代等の実費相当額は、別途ご負担いただきます。

対象となる期間

令和８年７月分　～　令和９年３月分

対象となるクラブ

公営の児童育成クラブ
公営の児童育成クラブについては、
熊本市ホームページ「クラブ一覧（公営）」をご確認ください。
児童育成クラブについて ／ 熊本市公式サイト
※詳細は上記リンクまたは二次元コードからご確認いただけます。

お手続き

■申請窓口
放課後児童育成課（郵送・持参）又は児童育成クラブ

■必要なもの
（1）減額免除申請書
（2）り災証明書（住家）　※写し可

■申請期限
令和９年３月３１日（水）

■お問合せ先
放課後児童育成課　096-328-2277

▲目次へ戻る

5-7-6　市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額

こども支援課　096-328-2158

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で自己負担上限月額を算出します。
場合によっては、自己負担上限月額を減額することがあります。

対象となる方

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方は、下記の窓口へご申請ください。

■申請窓口

各区役所保健こども課
- 中央区役所保健こども課 096-328-2419
- 東区役所保健こども課　096-367-9134
- 西区役所保健こども課　096-329-1147
- 南区役所保健こども課　096-357-4138
- 北区役所保健こども課　096-272-1128

■必要なもの

申請には、以下の書類が必要です。
（1）変更申請書
（2）受給者証の写し
（3）市民税が減額されたことが分かる書類の写し
（4）本人確認ができるもの

■お問合せ先

こども支援課 096-328-2158

▲目次へ戻る

5-7-7　就学援助制度

教育委員会学務支援課　096-328-2716

令和８年熊本地震等の影響により就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対して、就学に必要な費用を援助します。

対象となる方

小中学校に在籍する児童生徒の保護者等で、令和８年熊本地震等の影響により、市町村民税の減免、個人の事業税の減免、固定資産税の減免、国民健康保険の減免または徴収の猶予、国民年金保険料の免除（４分の１免除を除く）のいずれかを受けた方。

お手続き

■申請方法

（１）窓口申請の場合

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と合わせて教育委員会事務局学務支援課にご提出ください。

受付時間：　８：３０～１７：１５　月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

（２）郵送の場合

申請書に必要事項を記入のうえ、教育委員会事務局学務支援課へ郵送してください。

郵送先：　〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１－１
熊本市学務支援課　就学援助担当　宛

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）申請書
（2）各減免または徴収の猶予の決定通知書（写し可）
（3）申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写し

■お問合せ先

学務支援課　096-328-2716

■ホームページ

就学援助制度について

▲目次へ戻る

5-7-8　熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

教育委員会学務支援課　096-328-2716

毎年４月に行っている定例の奨学生募集以外に、住家の被災等を含む家計の急変等を対象とした奨学生の募集を行います。

対象となる方

[以下の全ての要件を満たす方]

（1）熊本市内に居住する方の被扶養者であること。

（2）学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）（以下「学校等」という。）に在学していること。（※学年は問いません。）

（3）国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

（4）家計の急変等の要件に該当すること（※）。

※家計の急変等の対象について

- 火災・風水害等：火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）
- 破産：扶養者の事業失敗による破産
- 失職：主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職
- 死亡：主たる生計者の死亡
- 入院：主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少
- 離婚：扶養者の離婚による世帯収入の減少

お手続き

以下の提出書類を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

- 熊本市奨学金貸付申請書
- 熊本市奨学金家計急変等申請書
- 生計を一にする世帯員全員の住民票（本籍不要）
- 生計を一にする世帯員全員の令和 8 年度市県民税（所得・課税）証明書（世帯用でも可）
- り災証明書（写し可、後日提出可）等家計の急変等の対象であることがわかる書類（詳細はホームページ等参照）

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

▲目次へ戻る

■受付時間

８時 30 分から 17 時 15 分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■貸付期間

申請した日の属する月から令和９年３月まで

※貸付期間終了後も貸付が必要な場合は、改めてご相談ください。

■募集期限

令和９年２月 26 日（金）必着（２月 27 日（土）以降に届いた申請書は受付できませんのでご注意ください。）

■貸付区分及び貸付月額

区分		種別	貸付月額	申請時の申し出により貸付月額に加算される額	
				自宅外通学生加算額	第１学年初回加算額（1 年生に限る）
高校等	高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程）	国・公立	①18,000 円 ② 9,000 円	——	50,000 円
		私立	①30,000 円 ②15,000 円		100,000 円
大学等	大学 短期大学 専修学校（専門課程）	国・公立	①42,000 円 ②21,000 円	6,000 円	150,000 円
		私立	①51,000 円 ②25,500 円	10,000 円	200,000 円

※貸付けは無利子ですが、貸付期間終了後は必ず返還が必要となります。

■お問合せ先

学務支援課　（電話番号）096-328-2716

■ホームページ

熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

▲目次へ戻る

5-7-9　熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

教育委員会学務支援課　096-328-2716

熊本市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、令和８年熊本地震で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。

※ 返還すべき元金が免除されるものではありません。猶予期間終了後は返還が必要となります。

対象となる方

奨学生本人

※ 申請時点で未納がない方

※ 対象以外の方につきましても、返還のご相談等を承りますので、下記までご連絡ください。

お手続き

熊本市奨学金返還猶予申請書およびり災証明書（写し可）を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

・熊本市奨学金返還猶予申請書

・り災証明書（写し可、後日提出可）

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

８時 30 分から 17 時 15 分まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■返還を猶予できる期間

令和８年熊本地震が発生した日（令和８年７月 28 日（火））以降で、猶予決定の日の属する月から令和９年６月まで（最長）。

※返還期限が到来した返還金及び返還済みの返還金は猶予の対象となりません。

※返還金の納付が確定した後に申請が行われた際には、当該申請月の返還猶予ができない場合があります。

■お問合せ先

学務支援課　（電話番号）096-328-2716

■ホームページ

熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

▲目次へ戻る

5-7-10　未就学児を対象とした受け入れ

保育幼稚園課　096-328-2568
各区役所保健こども課
教育委員会指導課　096-328-2721

今回の災害で被災されたことに伴い、保育の認定状況にかかわらず災害復旧のために保育を必要とされる未就学のお子さんを対象に、保育施設等への受け入れを実施いたします。

一時的な避難のため熊本市へ住民票を異動しない場合でも、利用できます。

対象となる方

今回の災害により被災し、災害復旧のため保育を必要とする未就学児及びその保護者

利用できる支援内容は次のとおりです。

①認可保育所等（保育所、認定こども園等）の利用　※保育所部分
②私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用支援
③市立幼稚園への受け入れ
※②③については、年齢制限があります。

利用料

被害の程度により、災害の発生した翌日から１年間、利用者負担額（保育料）が減免されます。

被害の程度が「 全壊 」の場合　利用者負担額（保育料）：100%減免
被害の程度が「 半壊 」の場合　利用者負担額（保育料）： 50%減免
※半壊には、大規模半壊・中規模半壊を含みます。
被害の程度が「準半壊」の場合　利用者負担額（保育料）： 30%減免
※副食費等の実費相当額は利用者負担
※②③については、被害の程度に関係なく、利用料は無償です。

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）り災証明書（コピー可）（後日提出可）　※②③の場合は不要
（2）本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
（3）教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書

▲目次へ戻る

■申請受付窓口

①各区役所保健こども課
②保育幼稚園課
③教育委員会事務局指導課

■受付時間

①平日　午前９時～午後４時３０分
②平日　午前８時３０分～午後５時１５分
③平日　午前８時３０分～午後５時１５分

■お問合せ先

①に関すること
中央区役所保健こども課　096-328-2421
東区役所保健こども課　096-367-9130
西区役所保健こども課　096-329-6838
南区役所保健こども課　096-357-4135
北区役所保健こども課　096-272-1104
②に関すること
保育幼稚園課　096-328-2568
③に関すること
教育委員会事務局指導課　096-328-2721

▲目次へ戻る

5-7-11　未就学児を対象とした一時預かり

保育幼稚園課　096-328-2568
各区役所保健こども課

令和８年熊本地震により被災された方で、一時的に保育を必要とする未就学のお子さんを保育所等で受け入れます。保育認定の有無にかかわらず利用できます。
なお、本市に一時的に避難している等、元の居住地で保育施設等に在籍しているお子さんも利用できます。

対象となる方

被災日時点で被災地域に居住しており、今回の災害により一時的に保育を必要とする未就学児

利用料

無料

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

・ホームページに掲載している対象施設へ直接お電話ください。なお、利用に際しては、事前に保育所等で面談を行い、利用登録をしていただく必要があります。
・保育所等の受入状況によってはお預かりできない場合もありますので、詳細は直接ご確認ください。

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。
本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
※各保育所等で必要な持参物がありますので詳しくは申し込み時にお尋ねください。

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

市ホームページ

▲目次へ戻る

5-8　電気工事費等

5-8-1　電気料金等の特別措置について

九州電力株式会社

特別措置の内容

■電気料金の支払期日の延長

・電気料金の支払期日を１か月延長します。

■不使用月または不使用日の電気料金の免除

・電気を全く使用されない場合は、電気料金を頂きません。

・災害で電気設備がご使用できなくなった場合は、ご使用できない設備の基本料金を頂きません。

■工事費負担金等の免除

・家屋等の復旧のために電気をご使用される場合の工事費を頂きません。

・引込線、計量器などの取付位置を変更される場合の工事費を頂きません。

対象となる方

■災害救助法が適用された地域において、住宅等に被害を受けられたお客さま

≪特別措置の対象地域(熊本県)≫

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

（注）上記以外の市町村に本災害における災害救助法が適用された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。

お手続き

■特別措置の適用にはお手続きが必要です。詳しい内容については、最寄りの九電ネクスト営業所までお問合せください。

なお、お手続きには、罹災証明書など被害状況が確認できるものが必要となります。

■申請受付窓口(九電ネクスト営業所)

・大　津営業所：0120-761-383

・熊本西営業所：0120-761-384

・熊本東営業所：0120-761-385

・宇　城営業所：0120-761-386

・八　代営業所：0120-761-387

※ 営業所は、九州電力㈱から委託を受けた九電ネクスト㈱が運営しています。

▲目次へ戻る

5-9　その他

5-9-1　「令和８年熊本地震」に伴う受信料の免除について

フリーダイヤル　0120-025-133
NHK 熊本放送局 経営管理企画センター　096-326-8202

この度の地震により災害救助法が適用された区域内で、お住まいに被害（**全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水**）を受けられた方は、受信料が全額免除になります。免除の申請には、「り災証明書」が必要です。「り災証明書」が交付されましたら、免除申請のお手続きをお願いいたします。

免除の範囲と免除の期間

免除の範囲	免除の期間
災害救助法が適用された区域内において**全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水**の被害を受けた建物の受信契約	令和８年７月から令和８年 12 月まで 〔６か月間〕

※ 免除の申請方法等の詳細は、以下の「お問合せ先」へお問合せください。

お手続き

受信料の窓口

▼NHK ホームページでのお手続き

スマートフォンなどで右側の二次元コードを読み取り、入力フォームへ必要事項を入力のうえ、**「り災証明書の画像データ」をアップロード**してください。

▼郵送でのお手続き

スマートフォンなどで右側の二次元コードを読み取り、「郵送で申請される場合」見出しから**「受信料免除申請書」（宛先ラベル付）をご印刷いただき、必要事項をご記入のうえ、「り災証明書の写し（コピー）」を添えて**、お送りください。

■お問合せ先

■フリーダイヤル

０１２０―０２５－１３３　午前９時～午後６時（土・日・祝日も受付）

■NHK 熊本放送局　経営管理企画センター（営業グループ）

０９６-３２６-８２０２　平日 午前１０時～午後５時

〒860-8602　熊本市中央区花畑町５－１

▲目次へ戻る

5-9-2　電話料金等の減免について

NTT 西日本株式会社

　避難指示等により電話が使用できなかったお客さま及び建物損壊等で電話が利用できなかったお客さまについて、その期間の基本料金等を免除いたします。
　なお、フレッツ光等の電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話　サービスに準じた取り扱いとします。
（注）お客さまからの申告が必要です。

対象となる方

　避難指示等により電話が使用できなかったお客さま及び建物損壊等で電話が利用できなかったお客さま

お手続き

　お客さまからの申告が必要です。詳しい内容については、熊本地震専用受付窓口へ
お問合せください。

■申請受付

　熊本地震　専用受付窓口　フリーアクセス：0120-602776

■受付時間

　午前９時～午後５時　土日・年末年始（12 月 29 日～1 月３日）を除く
（注）光コラボレーション事業者のサービスをご利用中のお客さまにおかれましては、ご契約先の事業者さまへお問い合わせください。

■その他　故障・修理に関するお問合せについて
　携帯電話から　0120-444113　　加入電話から　113
　※オペレーターが録音内容を確認後、順次電話または SMS 等でご対応いたします。

▲目次へ戻る

6．事業者に関すること

6-1　中小企業に関すること

6-1-1　中小企業者向け特別相談窓口

商業金融課　096-328-2424
起業・新産業支援課　096-328-2392

令和８年熊本地震の発生に伴い、経営等への影響を受ける市内中小企業様向けに制度融資や経営に関する相談窓口を設置しました。

対象となる方

熊本市内で事業を営む方

相談窓口

■金融（市制度融資・セーフティネット保証）に関する相談
開設場所：熊本市経済観光局産業部商業金融課
所 在 地：熊本県熊本市中央区手取本町 1-1　熊本市役所８階
受付時間：平日８時 30 分～17 時 15 分（土曜日、日曜日、祝日を除く）
電　　話：096-328-2424
備　　考：セーフティネット保証は、商業金融課窓口へご申請ください。

■経営に関する相談
開設場所：くまもと森都心プラザ　ビジネス支援施設　XOSS POINT.
所 在 地：熊本県熊本市西区春日１丁目 14-1　くまもと森都心プラザ２階
受付時間：月曜日～土曜日　10 時～19 時／日曜日、祝日　10 時～17 時
（第３水曜日(休館日)と年末年始を除く）
電　　話：096-355-7402
メ ー ル：business@stsplaza.net
備　　考：相談は原則予約制となっております。電話またはメールにてご予約ください。

▲目次へ戻る

6-1-2　中小企業者向け支援策ガイドブック・リーフレット

経済政策課　096-328-2375

中小企業庁のホームページにおいて、令和８年熊本地震により影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの支援施策として、相談窓口、補助金等の救済措置、資金繰り支援、ガイドブック・リーフレット等の情報を掲載しています。

ホームページ

■（中小企業庁ホームページ）　令和８年熊本地震に伴う災害関連情報
https://www.chusho.meti.go.jp/saigai/r8_kumamoto_jishin/index.html
※以下二次元コードからもご覧いただけます。

主な支援

〇事業継続・再開相談
- 特別相談窓口
- 各種資金繰りの申し込み、ご相談窓口
- 復興支援アドバイザー派遣（中小企業基盤整備機構）

〇施設の復旧や事業再開などに使える補助制度
- くまもと事業者再出発支援補助金
- 被災商店街等再建支援事業
- 仮設施設整備支援事業（中小企業基盤整備機構）
- 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

〇資金繰りや金融機関等への返済が心配
- 被災中小企業者向けの当面の貸付業務について（政府系金融機関）
- 災害復旧貸付（日本政策金融公庫）
- セーフティネット保証４号（熊本地震）（信用保証制度）
- 災害関係保証（熊本地震）（信用保証制度）

〇従業員の休業や離職に関する手当を知りたい
- 特別労働相談窓口
- 失業手当の特別措置について
- 雇用助成金の特例（熊本地震）

▲目次へ戻る

6-1-3　プレミアム付き食事券「食べて応援！食のみやこ熊本券」

食べて応援！食のみやこ熊本券事務局　050-1784-2364

令和８年熊本地震の影響により外食需要が落ち込み、直接的な被害がなかった地域を含め、県内の飲食店の売上げが大きく減少していることを受け、県及び熊本県観光連盟において緊急的な外食需要喚起策として、プレミアム付き食事券「食べて応援！食のみやこ熊本券」を販売しています。

（利用期間：９月 10 日（木）～10 月 15 日（木）２４時まで）

※　１０月１５日（木）２４時以降、本食事券を利用した決済はできませんので、参加店の皆さまにおかれましては、当日の会計に十分ご注意いただきますよう店舗内での周知やお客様への声掛け等に御協力いただきますようお願いします。

ホームページ

■（特設ホームページ）「食べて応援！食のみやこ熊本券」特設サイト
https://kumamoto-tabeteouen.com/
※以下二次元コードからもご覧いただけます。

参加店舗登録スケジュール

申込日	登録審査	くまモン！Pay 加盟店登録完了	食のみやこ熊本応援宣言確認期間	食のみやこ熊本券参加店登録完了
～10/1（木）まで	10/5（月）	10/6（火）～	10/6（火）～10/8（木）	10/9（金）

店舗登録に関するお問合せ先：くまモン！Pay 事務局　０９６－３２６－８６６６

▲目次へ戻る

6-2　農林漁業者に関すること

6-2-1　農漁業被害に関する相談

農業政策課　096-328-2403

令和８年熊本地震により、被害を受けた農漁業者からの各種相談窓口を設置します。

対象となる方

・農業を営まれている方
・漁業を営まれている方

相談窓口

■相談の内容

・農作物の被害に関する相談
・農業用施設の被害に関する相談
・農業用機械の被害に関する相談
・資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課南農業振興室	0964-28-3115
農業支援課	096-328-2384

■相談の内容

・農地の被害に関する相談
・土地改良施設の被害に関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター基盤整備課	096-272-1145
西南部農業振興センター基盤整備課	096-329-1168
農地整備課	096-328-2953

■相談の内容

・水産物の被害に関する相談
・水産業用施設の被害に関する相談
・水産業用機械の被害に関する相談
・資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
水産振興センター	096-311-4010

■受付時間

午前８時３０分～午後５時１５分　　月曜日～金曜日（祝日除く）

6-2-2　農業用機械・施設等の復旧に向けた支援

農業支援課　096-328-2384

令和８年熊本地震により被災された農業者の早期営農再開に向けて、農作物の生産・加工に必要な農業用機械・施設の修繕・再取得等を支援します。

対象となる方

令和８年熊本地震により農業用機械・施設に被害を受けた農業者

（市による、農業用機械・施設が被災した「り災証明」が必要です。）

主な支援内容

被災した農業用機械・施設の修繕・再取得等に必要な費用を支援します。

（１）農業用機械・畜舎・農機具格納庫等の修繕・再取得

補助率：9/10 以内（国 5/10 以内、県 2/10 以内、市 2/10 以内）

（２）園芸施設共済の対象となる施設（農業用ハウス・附帯施設）の修繕・再取得

補助率：7/10 以内（国 3/10 以内、県 2/10 以内、市 2/10 以内）

（３）農業生産を行う営農施設の補強

補助率：7/10 以内（国 3/10 以内、県 2/10 以内、市 2/10 以内）

補助上限額：700 万円（国 300 万円、県 200 万円、市 200 万円）

（４）被災施設の撤去

補助率：8/10 以内（国 3/10 以内、県 2.5/10 以内、市 2.5/10 以内）

補助上限：施設の種類ごとに定められた撤去単価等に基づき算出した額

このほか、農業用ハウス等に流入した土砂の除去、農業専用トラックの修繕又は再取得等の支援があります。

※市の補助率は予算の成立が前提となるため変更となる場合があります。

事前着工について

早期の営農再開に向けて、令和８年熊本地震により被害を受けた日（令和８年７月 28 日）以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。

次の書類の保管をお願いします。

・機械等の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書類や写真
・作業を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

説明会について

事業説明会を開催します。事前の申し込みは不要です。

ご都合がよい日時にご参加ください。

▲目次へ戻る

【説明会日程及び会場】

区名	開 催 日	開 催 時 間	会　　場	対象地区
南区	９月30日(水)	10:00～11:30	JA 熊本うき北営農センター（下北）１階集荷場	城南（豊田地区の塚原・藤山・鰐瀬）
	９月30日(水)	13:30～15:00	JA 熊本うき北営農センター（下北）１階集荷場	城南（豊田地区の塚原・藤山・鰐瀬以外）
	10月１日(木)	10:00～11:30	JA 熊本うき北営農センター（下北）１階集荷場	城南（隈庄地区、杉上地区）
	10月１日(木)	13:30～15:00	JA 熊本うき北営農センター（下北）１階集荷場	富合
	10月２日(金)	17:00～18:30	西部公民館　Ａ会議室	城南・富合・天明以外の地区
	10月６日(火)	10:00～11:30	西部公民館　Ａ会議室	天明（中緑・銭塘・川口）
	10月６日(火)	13:30～15:00	西部公民館　Ａ会議室	天明（奥古閑・海路口）
西区	10月２日(金)	14:00～15:30	西部公民館　Ａ会議室	西区全域
北区	10月５日(月)	13:30～15:00	北区役所　大会議室	北区全域
東区	10月６日(火)	14:00～15:30	東部公民館　Ａ研修室	東区全域
	10月７日(水)	14:00～15:30	JA 熊本市　旧画図支店	東区全域

※対象地区は目安となります。ご都合がよい日時にご参加ください。

■お問合せ先

営農地域	お問い合わせ先	電話番号
南区、西区	西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
北区、東区、中央区	北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
	農業支援課	096-328-2384

▲目次へ戻る

6-2-3　営農再開に向けた支援

農業支援課　096-328-2384

○令和８年熊本地震営農再開支援事業

令和８年熊本地震により農作物等に被害を受けた農業者の速やかな営農再開に必要な生産資材の調達等を支援します。

主な事業内容

（１）早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等）の調達支援等
- 種子、種苗、マルチなど１年限りの消費材の購入経費
- 農業用機械が被災し使用不可となり、早期営農再開に必要な農業用機械のレンタル経費
- 経験の少ない作物に転換する場合等に一部作業を委託する経費

（補助率）1/2 以内

（２）作物転換・規模拡大への支援
- 被災を機に作物転換、規模拡大及び施設の強靭化を図る場合に必要となるパイプハウス等の生産資材の購入経費（例：パイプハウスやビニール、果樹棚用の支柱）

（補助率）1/2 以内

（３）作物残さ等の撤去への支援
- 被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去
- 農地に飛散したガラスやハウス資材の撤去

※本年度中に植え付けを行う又は作物転換に向けて行う取組が対象

（補助率）定額

（４）追加防除・施肥
- 農作物が被災したことで、生育回復に新たに必要となった肥料や農薬の購入並びに土壌診断経費

（補助率）1/2 以内

メニュー毎の要件等

<u>（１）早期営農再開に必要な生産資材の調達支援等、（２）作物転換・規模拡大への支援</u>

①被災により 30%以上の収穫量の減少が見込まれるほ場

②被災により 20%以上の収穫量の減少が見込まれる農家の被災ほ場

<u>（３）作物残さ等の撤去への支援、（４）追加防除・施肥</u>

市町村が被害を確認し、県に対して被災があった旨を報告したほ場

▲目次へ戻る

○令和８年熊本地震梨産地復旧支援事業

令和８年熊本地震で被害を受けた果樹農家に対し、営農再開に向けた取組を支援します。

補助対象経費

（１）地震被害に対する果樹農業継続特別支援

・落下果実の処分及び追加防除に必要となる作業労務費及び薬剤費
（補助率）定額（25,000 円/10ａ以内）

・樹勢低下からの回復に必要となる整枝および追加施肥に必要となる作業労務費及び肥料費
（補助率）定額（28,000 円/10ａ以内）

（２） 梨の花粉確保支援

・被災により冷蔵庫で保管していた花粉を損失または損失が見込まれること
（補助率）定額（5,500 円/人・日以内）

採択要件

（１）地震被害に対する果樹農業継続特別支援

助成の対象となるほ場は、令和 8 年熊本地震により、甚大な被害を受けた地域において、市町村が都道府県に対し被災があった旨を報告したほ場であること。

（２）梨の花粉確保支援

令和８年熊本地震に伴う停電、建物・設備の損壊、その他地震に直接起因する事由により、貯蔵花粉が変質又は損失し、受粉作業に使用不能となったこと。

説明会を開催します

事前の申し込みは不要です。ご都合がよい日時にご参加ください。

【説明会日程及び会場】

区名	開 催 日	開 催 時 間	会　　場	対象地区
南区	９月 30 日(水)	10:00～11:30	JA 熊本うき北営農センター（下北）１階集荷場	城南（豊田地区の塚原・藤山・鰐瀬）
	９月 30 日(水)	13:30～15:00	JA 熊本うき北営農センター（下北）１階集荷場	城南（豊田地区の塚原・藤山・鰐瀬以外）
	10 月１日(木)	10:00～11:30	JA 熊本うき北営農センター（下北）１階集荷場	城南（隈庄地区、杉上地区）
	10 月１日(木)	13:30～15:00	JA 熊本うき北営農センター（下北）１階集荷場	富合

▲目次へ戻る

	１０月２日(金)	17:00～18:30	西部公民館　Ａ会議室	城南・富合・天明 以外の地区
	１０月６日(火)	10:00～11:30	西部公民館　Ａ会議室	天明 （中緑・銭塘・川口）
	１０月６日(火)	13:30～15:00	西部公民館　Ａ会議室	天明 （奥古閑・海路口）
西区	１０月２日(金)	14:00～15:30	西部公民館　Ａ会議室	西区全域
北区	１０月５日(月)	13:30～15:00	北区役所　大会議室	北区全域
東区	１０月６日(火)	14:00～15:30	東部公民館　Ａ研修室	東区全域
	１０月７日(水)	14:00～15:30	JA 熊本市　旧画図支店	東区全域

■お問合せ先

営農地域	お問い合わせ先	電話番号
南区、西区	西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
北区、東区、中央区	北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
	農業支援課	096-328-2384

▲目次へ戻る

6-2-4　農地・農業用施設（土地改良施設）の復旧に向けた支援

農地整備課　096-328-2953

令和 8 年熊本地震により被災された農業者等の農業生産活動の維持及び農業経営の安定を図るため、農地・農業用施設（農道、水路、揚水施設、頭首工等の土地改良施設）の復旧を支援します。

対象となる方

令和８年熊本地震により農地や農業用施設（土地改良施設）に被害を受けた土地改良区、農区、水利組合等の農業者が組織する団体

主な支援内容

被災した農地や農業用施設（土地改良施設）の復旧に必要な費用を支援します。

（１）復旧事業費が 40 万円以上で国の補助事業が活用できる場合

・国の補助率：基本補助率　農地 50%、農業用施設 65%

※受益者１戸あたりの負担額や激甚災指定により国の補助率が上がります。（農地 97%程度、農業用施設 99%程度：過去５ヵ年平均）

・市の補助率：事業に要した費用のうち地元負担分の 50%以内

（２）復旧事業費が 40 万円未満で市独自の補助制度が活用できる場合

・事業に要した費用または、市が算出する工事費のどちらか安い費用の 50%以内

・農地災については、１件当たりの限度額は 20 万円とし、１農家あたりの限度額は 40 万円とします。

※復旧事業費が 40 万円以上でも国の補助事業の対象外の場合は、市独自の補助制度が活用できる場合があります。

※復旧事業費が６万円未満のものは補助の対象外です。

お問合せ先

被災箇所	お問い合わせ先	電話番号
中央区、東区、北区	北東部農業振興センター 基盤整備課	096-272-1145
西区、南区	西南部農業振興センター 基盤整備課	096-329-1168

6-2-5　被災農業者向けの金融支援

農業支援課　３２８－２３８４

令和８年熊本地震により被害を受けた農業者が、経営継続や生産施設の復旧のために資金を借り入れる場合に利子補給を行います。

対象となる方

次の両方を満たす方

① 令和８年熊本地震で被害を受けた農業者の方（り災証明書が必要です）

② 収入保険等のセーフティネットに加入もしくは加入を誓約した方

資金内容

（１）運転資金（令和８年熊本地震緊急支援資金）

貸付限度額	1,000 万円
償還期限	10 年以内（据置３年以内）
貸付利率	無利子（県・市・融資機関の利子補給による）
利子補給期間	貸付実行日から５年間

（２）施設復旧資金（農業近代化資金の利子補給）

貸付限度額	個人 1,800 万円、法人２億円
償還期限	個人 15 年以内、法人 20 年以内（据置７年以内）
貸付利率	実質無利子（県・市・融資機関の利子補給による）
利子補給期間	貸付実行日から５年間

申込み

融資には審査があります。融資希望の金融機関にてご相談、申込みください。

問い合わせ先

農業支援課　096-328-2384

6-3　各種相談窓口

6-3-1　事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

食品保健課　096-364-3188

食品関係事業者

熊本市内で営業を行う食品関係事業者等の施設、使用水、器具の消毒など食品に関する衛生相談を受け付けています。

■相談内容
・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること
■食品衛生に関する相談窓口
食品保健課　096-364-3188
■受付時間
午前８時半～午後５時（土曜・日曜・祝日を除く）

6-3-2　社会保険労務士による労働相談

雇用対策課　096-328-2377

市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料の労働相談窓口を設置しております。

■相談の具体例
・雇用保険・労災保険の給付等に関する相談
・労働条件や労務管理に関する相談
・労働保険料の納期限に関する相談
・健康管理・安全衛生に関する相談

対象となる方

熊本市にお住まいの方、熊本市内に事業所を有する事業主の方

相談窓口

本庁舎１階北側エレベーター近くの高年齢者無料職業相談コーナー内で実施。

■相談日
毎週水曜日（祝日を除く）
■時間
午後２時から５時まで

▲目次へ戻る

相談方法

熊本県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士が面談によりお答えします。労働相談会場入口左にある時間帯を記載した整理券（予約札）をお取りいただき、整理券記載のお時間になりましたら労働相談会場にご入室ください。

問い合わせ先

雇用対策課　096-328-2377

7．市外からの避難者に対する支援

7-1　こども・子育て支援

7-1-1　妊産婦や乳幼児向けの支援

こども支援課　096-328-2158

熊本市外から避難されてきた妊産婦や乳幼児に対し、熊本市民と同様の母子保健サービスを提供します。

対象となる方

災害救助法の適用を受けた市町村から、熊本市に避難されている妊産婦及び乳幼児。

お手続き

・親子（母子）健康手帳
避難元の自治体から交付された親子（母子）健康手帳を持参されていない方などから申し出があった場合、熊本市親子（母子）健康手帳を交付します。

・妊産婦健康診査
避難元の自治体から交付された妊婦健康診査、産婦健康診査の受診票を持参されていない方などから申し出があった場合、熊本市の受診票を交付します。

・乳児健康診査（３か月児健診、７か月児健診）
医療機関で実施している健康診査について、保護者等から申し出があった場合、受診票を交付します。受診票を医療機関に持参した場合は、無料で受診できます。

■申請受付窓口　各区保健こども課

■受付時間　平日　午前９時～午後４時半

■必要なもの　本人を確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

■お問合せ先

中央区保健こども課	096-328-2419
東区保健こども課	096-367-9134
西区保健こども課	096-329-1147
南区保健こども課	096-357-4138
北区保健こども課	096-272-1128

▲目次へ戻る

7-1-2　未就学児を対象とした一時預かり

保育幼稚園課　096-328-2568
各区役所保健こども課

令和８年熊本地震により被災された方で、一時的に保育を必要とする未就学のお子さんを保育所等で受け入れます。保育認定の有無にかかわらず利用できます。
なお、本市に一時的に避難している等、元の居住地で保育施設等に在籍しているお子さんも利用できます。

※詳しくは「5-7-11　未就学児を対象とした一時預かり」へ

7-1-3　子育て等に関する悩みや不安を抱える方向けの相談窓口

こども支援課	096-328-2158
児童相談所	096-366-8181
妊娠内密相談センター	096-366-3060
こどもの権利サポートセンター	096-366-3070
こども発達支援センター	096-366-8240

令和８年熊本地震の影響により、災害救助法の適用を受けた市町村から熊本市に避難して来られ、子育て等に関する悩みや不安を抱えておられる方向けの相談窓口です。お気軽にご相談ください。

対象となる方

子育て等に関する悩みや不安を抱える方。

お手続き

（1）こども家庭センター
各区役所保健こども課に設置の「こども家庭センター」で、妊娠期から子育て期までの各種相談に応じます。

■お問合せ先

中央区保健こども課	096-328-2419
東区保健こども課	096-367-9134
西区保健こども課	096-329-1147
南区保健こども課	096-357-4138
北区保健こども課	096-272-1128

▲目次へ戻る

（2）震災に関するこどもの相談

児童相談所の心理相談員が、電話で相談を受けます。

※この電話相談で、児童相談所としてケースを受理することはありません。

相談窓口	連絡先	受付時間
熊本市児童相談所	電話 096-366-8181	月～金の午前８時 30 分～午後５時 15 分（祝日・年末年始除く）

（3）妊娠や出産、子育ての不安や悩み

妊娠や出産、不妊・不育症、からだのことなどに関するご相談をお受けしています。

相談窓口	連絡先
熊本市妊娠内密相談センター	電話 096-366-3060 午前８時 30 分～午後５時 15 分 ※夜間・休日は『にんしん SOS 熊本』と連携して対応します。 メール naimitsusoudan@city.kumamoto.lg.jp 24 時間受付（夜間・休日の受付分は翌営業日に対応します。）

（4）こどもホットライン

大きな地震のあと、不安になったり悲しくなったり、いつもと違う気持ちになることがあります。つらい気持ちを一人で抱えこまず、相談してください。こども本人はもちろん、保護者やまわりの方からの相談も受け付けています。

○電話：0120-273-070（無料）

※月～金曜日　午前 10 時～午後６時（祝日・年末年始を除く）

○メール：kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp

※24 時間受付（夜間・土日・祝日・年末年始の相談は、翌平日に返信。）

▲目次へ戻る

〇相談フォーム

※24 時間受付（夜間・土日・祝日・年末年始の相談は、翌平日に返信。）

・小学４年生以上　https://logoform.jp/form/TGU5/1555628

・小学１年生～３年生　https://logoform.jp/form/TGU5/1490223

〇２４時間チャット相談：https://talkme.jp/wellness/kumamoto_city

※リンク先からチャット相談のサイトにつながります。
連携協定を結んでいる「NPO 法人あなたのいばしょ」の相談員が対応します。

〇詳しくは、ホームページ「こどもホットライン」ですをご確認ください。

（5）こども発達支援センター

０歳から 18 歳までのこどもの発達に関するさまざまな相談に応じています。
熊本市こども発達支援センター　電話：096-366-8240
受付時間：月～金の午前８時 30 分～午後５時 15 分（祝日・年末年始を除く）

▲目次へ戻る

7-1-4　熊本市へ避難された方の児童育成クラブ利用について

放課後児童育成課　096-328-2277

災害救助法の適用を受けた地域から熊本市に避難された方については、熊本市へ住民票を異動していない場合でも、熊本市児童育成クラブをご利用いただけます。

利用料金

利用料金については、児童育成クラブについて ／ 熊本市公式サイトをご覧ください。住家の被災に応じて以下の減免がございます。

被害の程度が「 **全壊** 」の場合　利用者負担金：100%減免
被害の程度が「 **半壊以上、全壊未満** 」の場合　利用者負担金：　50%減免
被害の程度が「 **準半壊** 」の場合　利用者負担金：　30%減免
※ 利用者負担金は、熊本市児童育成クラブの減免基準を適用します。
※ おやつ代等の実費相当額は、別途ご負担いただきます。

受け入れ期間

令和８年８月　～　令和９年３月

ご利用できるクラブ

避難されている校区の**公営の児童育成クラブ**
公営の児童育成クラブについては、
熊本市ホームページ「クラブ一覧（公営）」をご確認ください。
児童育成クラブについて ／ 熊本市公式サイト
※詳細は上記リンクまたは二次元コードからご確認いただけます。

お手続き

■申請窓口

放課後児童育成課へ電話でお問合せください。

■必要なもの

（1）減額免除申請書
（2）り災証明書（住家）　※写し可
（3）その他
※り災証明等必要書類にお時間がかかる場合でも受け付け可能です。

■申請期限

令和９年３月３１日（水）

■お問合せ先

放課後児童育成課　096-328-2277

▲目次へ戻る

8. 住家の被害程度・支援制度　対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの
「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの
「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	1-1-1	り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む						
更	1-2-1	り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）						
	1-2-2	り災証明書の発行（農水産業関係）						
	1-3-1	被災届出証明書（住家以外の被害について）						
	2-1-1	災害弔慰金の支給						
	2-2-1	災害障害見舞金の支給						
	2-3-1	災害見舞金の支給	○	○	○	○	○	×
	2-4-1	災害援護資金の貸付	○	○	○	○	×	×
	2-4-2	生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付制度						
更	2-4-3	被災者生活再建支援金	○	○	加算支援金のみ	▲	×	×
更	3-1-1	災害ボランティアの派遣						
更	3-2-1	住家の緊急の修理（被害の拡大の防止）	○	○	○	○	○	×
更	3-2-2	被災した住宅の応急修理	○	○	○	○	○	×
	3-2-3	ひとり親家庭への貸付（住宅）	○	○	○	○	○	○

▲目次へ戻る

8. 住家の被害程度・支援制度　対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	3-2-4	家屋が損壊された方への市営住宅の一時提供	○	○	○	○	×	×
	3-2-5	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与	○	▲	▲	▲	×	×
	3-2-6	建設型応急住宅（プレハブ）の供与	○	▲	▲	▲	×	×
	3-2-7	自宅敷地内の建設型応急住宅	未定	未定	未定	未定	未定	未定
	3-2-8	被災した住まいの建替や修理への融資	○	○	○	○	▲（高齢者向け）	▲（高齢者向け）
新	3-2-9	被災した住宅用井戸の応急修理						
	3-3-1	熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助						
	3-3-2	熊本市老朽空き家除却促進事業補助						
	3-3-3	被災した家屋等の解体・撤去	○	○	○	○	×	×
			対象には、倉庫や中小企業者が所有する事業所等を含みます。詳しくは該当ページをご覧ください。					
	掲載終了	被災住宅の障害物の除去	受付終了					
	3-4-1	開発許可申請等に係る手数料免除	○	○	○	○	○	○
	3-4-2	建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	○	○	○	○	○	○
更	3-5-1	被災した空き家の活用・相続等に関する相談						
更	4-1-1	被服、寝具その他生活必需品の支給	○	○	○	○	×	×
	4-1-2	ストーマ用品の無償提供						
	4-1-3	スポットクーラーの貸与	○	○	○	○	×	×

▲目次へ戻る

8. 住家の被害程度・支援制度　対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	掲載終了	教科書及び学用品の支給	受付終了					
更	4-2-1	地震で被害を受けたごみの収集						
更	4-2-2	地震で被害を受けた大型ごみ、家電４品目の回収について						
更	4-2-3	地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について						
	4-2-4	事業所からの災害ごみの処分費用減免						
更	4-2-5	ブロック、瓦等のがれき撤去について						
	4-3-1	災害時における飲用井戸水等の水質検査						
新	4-4-1	住宅井戸の不具合の原因調査（洗浄等）						
	4-5-1	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可	○	○	○	○	○	○
	4-6-1	消費生活相談						
	4-6-2	こころの健康相談						
	4-6-3	こどもたちの心のケア						
	4-6-4	子育て等に関する悩みや不安を抱える方向けの相談窓口						
	4-6-5	生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ						
	4-6-6	感染症に関する相談						
	4-6-7	食品に関する衛生相談						
	4-6-8	ペットに関する相談						

▲目次へ戻る

8. 住家の被害程度・支援制度　対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	4-6-9	外国人の方向けの相談窓口						
	4-6-10	無料法律相談（弁護士）						
	4-6-11	日本司法書士会連合会による無料電話司法書士相談						
更	4-6-12	無料入浴支援事業						
	4-6-13	乳児の沐浴支援						
更	4-6-14	宿泊支援事業						
	4-6-15	災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）						
更	5-1-1	市税の減免	○	○	○	○	×	×
	5-1-2	市税の納税の猶予						
	5-2-1	各種証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
更	5-2-2	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
	5-2-3	パスポートの発給手数料等の減免	○	○	○	○	▲	▲
	5-3-1	水道料金及び下水道使用料の減免	○	○	○	○	○	×
	5-3-2	農業集落排水処理施設使用料の減免等	○	○	○	○	○	×
	5-4-1	定期予防接種の対象期間の延長	○	○	○	○	○	○
更	5-4-2	国民健康保険料の減免	○	○	○	○	▲	▲
	5-4-3	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	○	○	○	○	×	×

▲目次へ戻る

8. 住家の被害程度・支援制度　対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
更	5-4-4	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	○	▲	▲
	5-4-5	後期高齢者医療制度一部負担金（窓口負担）の免除	○	○	○	○	×	×
	5-4-6	国民年金保険料の免除						
	5-4-7	国民健康保険料の徴収猶予	○	○	○	○	○	○
	5-4-8	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	○	○	○	○	○	○
	5-4-9	市民税の減免に伴う特定医療費（指定難病）の自己負担上限額の減額						
更	5-5-1	介護保険料の減免	○	○	○	○	×	×
	5-5-2	介護保険サービス利用料の免除	○	○	○	○	×	×
	5-5-3	介護保険 特定福祉用具の再購入						
	5-5-4	熊本市おでかけ IC カード再交付手数料の減免						
	5-6-1	障がい者の福祉用具の再給付						
	5-6-2	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額						
	5-6-3	特別児童扶養手当などの災害特例措置	○	○	○	○	×	×
	5-6-4	熊本市おでかけ IC カード再交付手数料の減免						
	掲載終了	電話リレーサービス利用料の免除						
更	5-7-1	保育所等利用者負担額（保育料）の減免	○	○	○	○	○	×

▲目次へ戻る

8. 住家の被害程度・支援制度　対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	▲	▲	▲	▲	▲	×
更	5-7-3	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免	○	○	○	○	○	○
	5-7-4	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	○	○	○	○	○	○
	5-7-5	公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免	○	○	○	○	○	×
	5-7-6	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額						
	5-7-7	就学援助制度						
	5-7-8	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）	○	○	○	○	×	×
	5-7-9	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	○	○	○	○	○	○
更	5-7-10	未就学児を対象とした受け入れ	○	○	○	○	○	×
	5-7-11	未就学児を対象とした一時預かり						
	5-8-1	電気料金等の特別措置						
	5-9-1	NHK 受信料の免除 ※床上浸水の場合は免除該当	○	○	○	○	× ※	× ※
	5-9-2	電話料金等の減免について						
	6-1-1	中小企業者向け特別相談窓口						
更	6-1-2	中小企業者向け支援策ガイドブック・リーフレット						
更	6-1-3	プレミアム付き食事券「食べて応援！食のみやこ熊本券」						
	6-2-1	農漁業被害に関する相談						

▲目次へ戻る

8. 住家の被害程度・支援制度　対応表

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	6-2-2	農業用機械・施設等の復旧に向けた支援						
	6-2-3	営農再開に向けた支援						
新	6-2-4	農地・農業用施設（土地改良施設）の復旧に向けた支援						
新	6-2-5	被災農業者向けの金融支援						
	6-3-1	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談						
	6-3-2	社会保険労務士による労働相談						
	7-1-1	母子保健サービス						
	7-1-2	未就学児を対象とした一時預かり						
	7-1-3	子育て等に関する悩みや不安を抱える方向けの相談窓口						
	7-1-4	熊本市外避難者の児童育成クラブ利用	○	○	○	○	○	○